

最近の労働衛生行政の動向

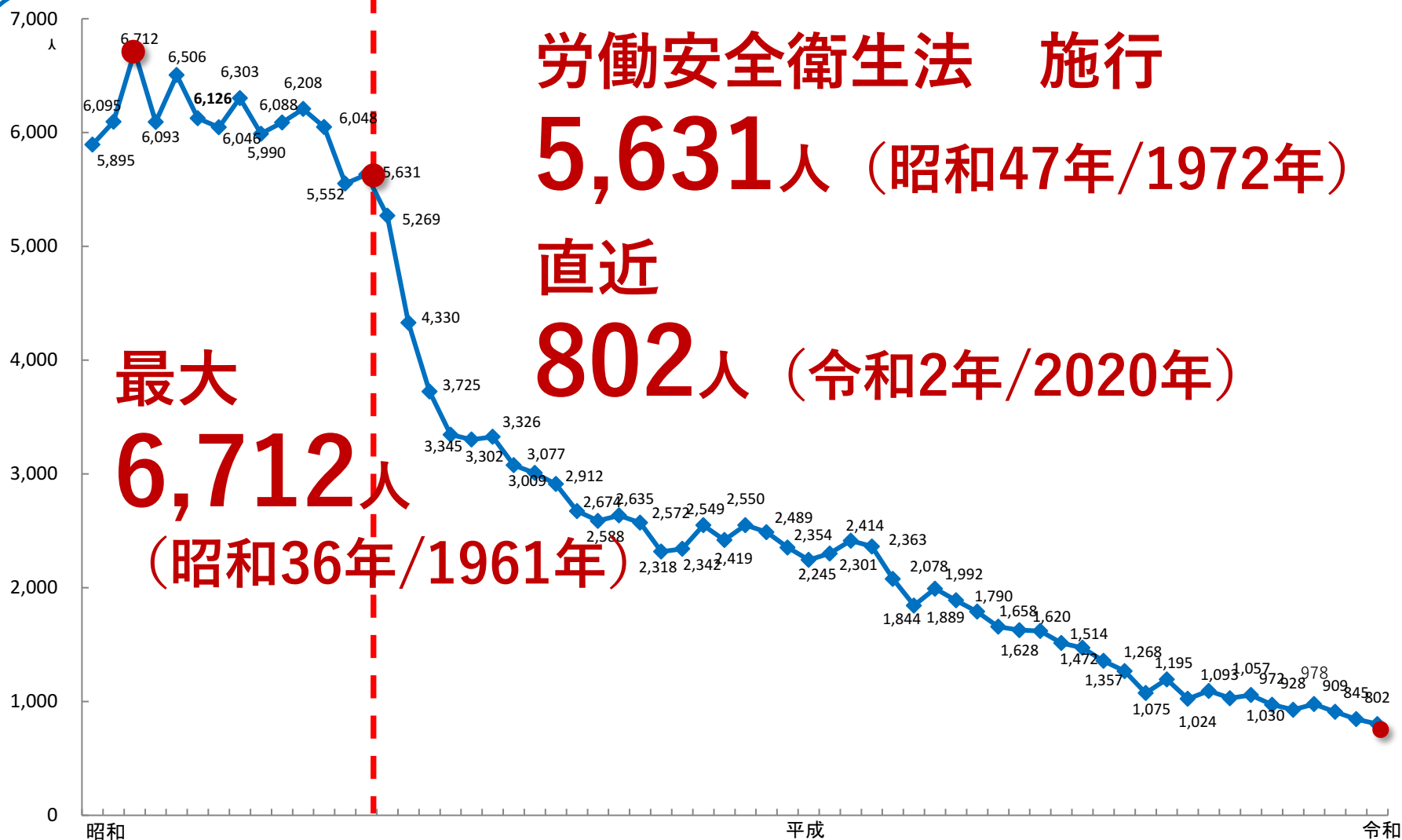


厚生労働省 労働基準局
安全衛生部 労働衛生課
主任中央じん肺診査医
労働衛生管理官
諸富 伸夫

※6月28日付で医療指導監査室に異動しました。当該講演動画は
労働衛生課在任中に収録しております。

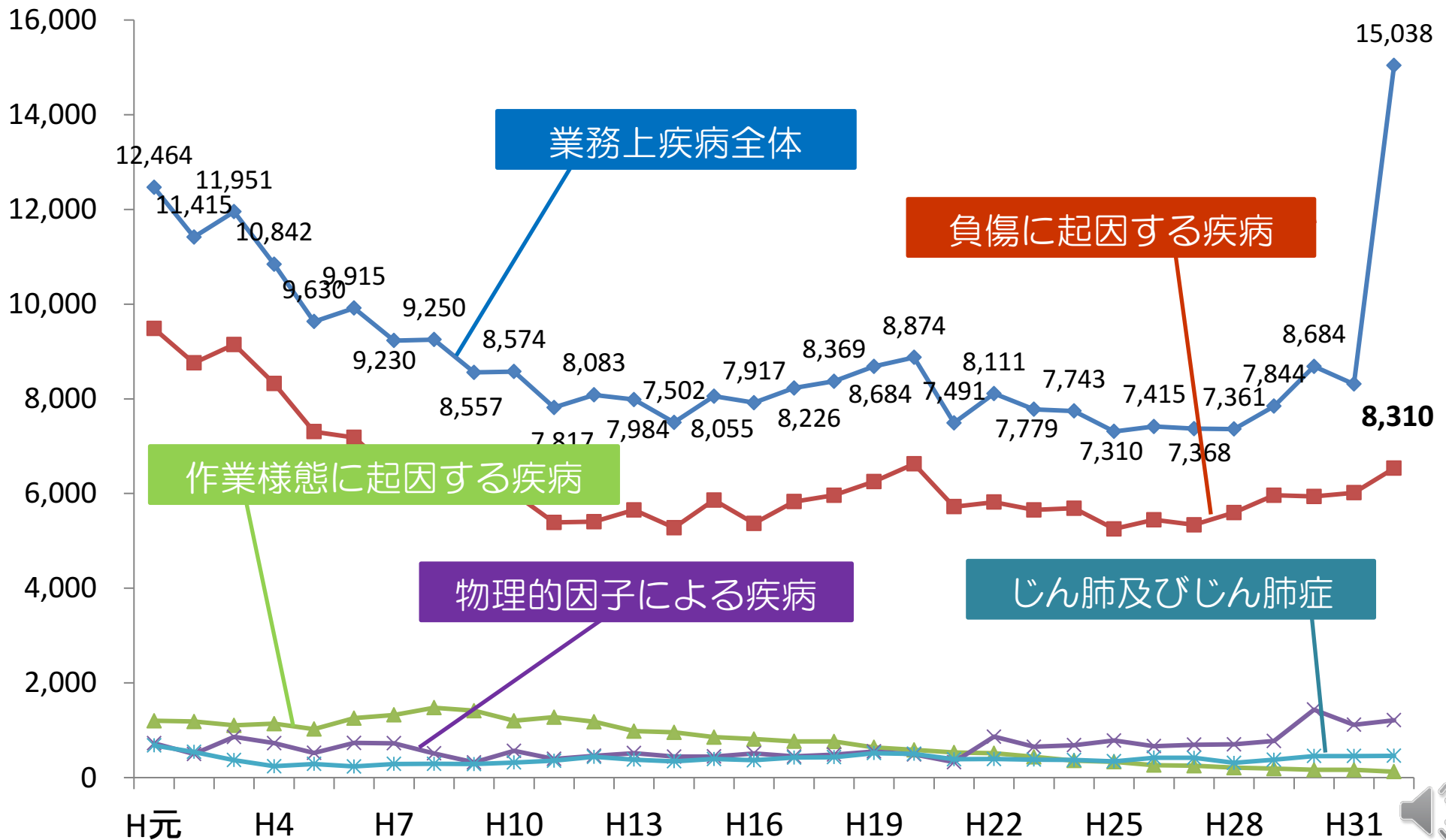
1. 労働衛生の現状
2. 働き方改革関連法の概要
3. 治療と仕事の両立支援
4. 第13次労働災害防止計画
5. メンタルヘルス対策
6. 事業場における歯科口腔保健等の取り組みについて（THP指針改正、改正安衛則について）
7. 熱中症対策
8. 腰痛予防対策
9. 新型コロナウイルス感染症への対応
10. 電離放射線障害防止規則・テレワークガイドラインの改正
11. 産業医の一部職務のオンラインでの実施
12. 粉じん障害防止対策

労働災害による死亡者数の推移

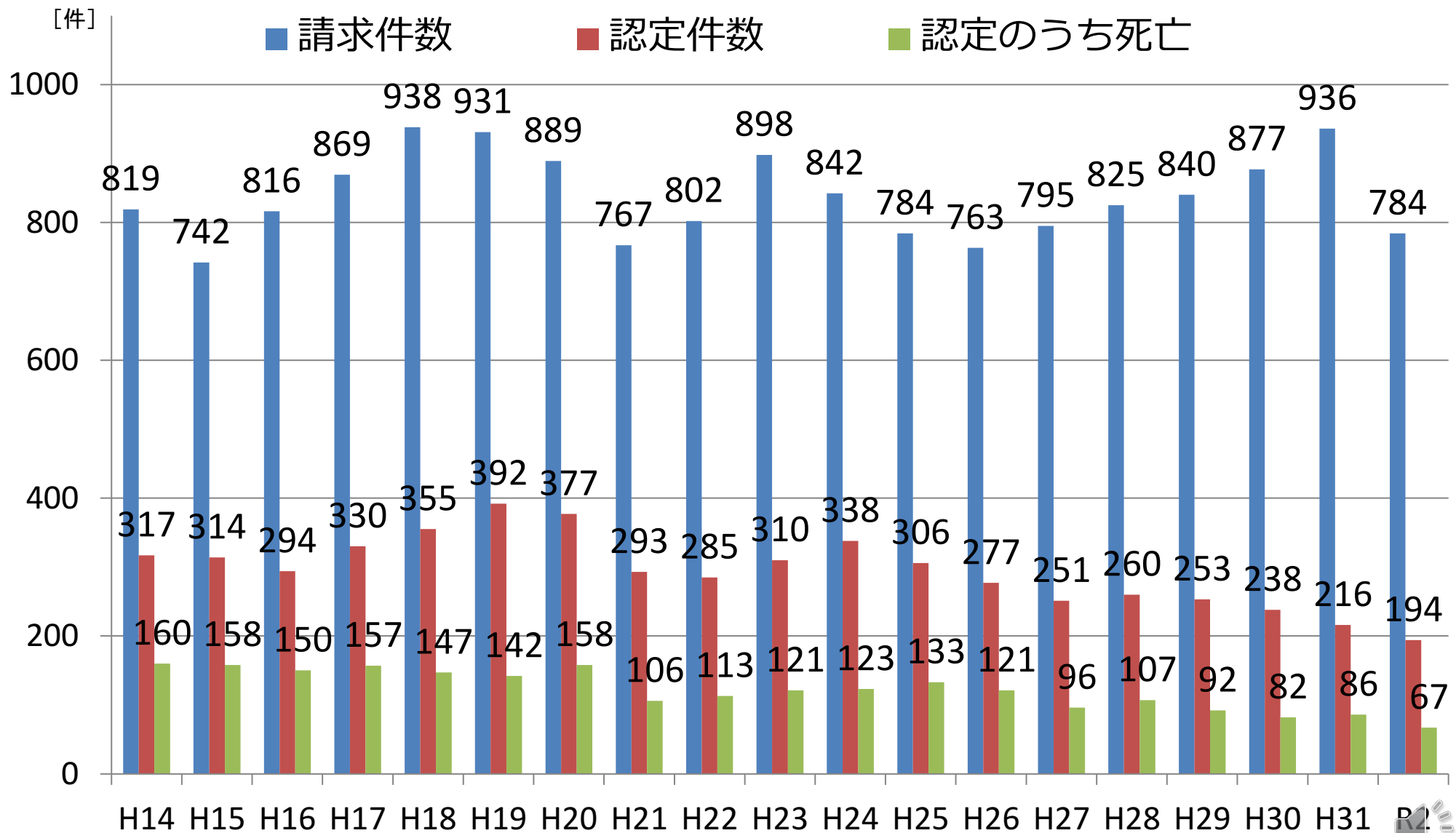


出典：平成23年までは、労災保険給付データ（労災非適用事業を含む）、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成

業務上疾病者数の推移

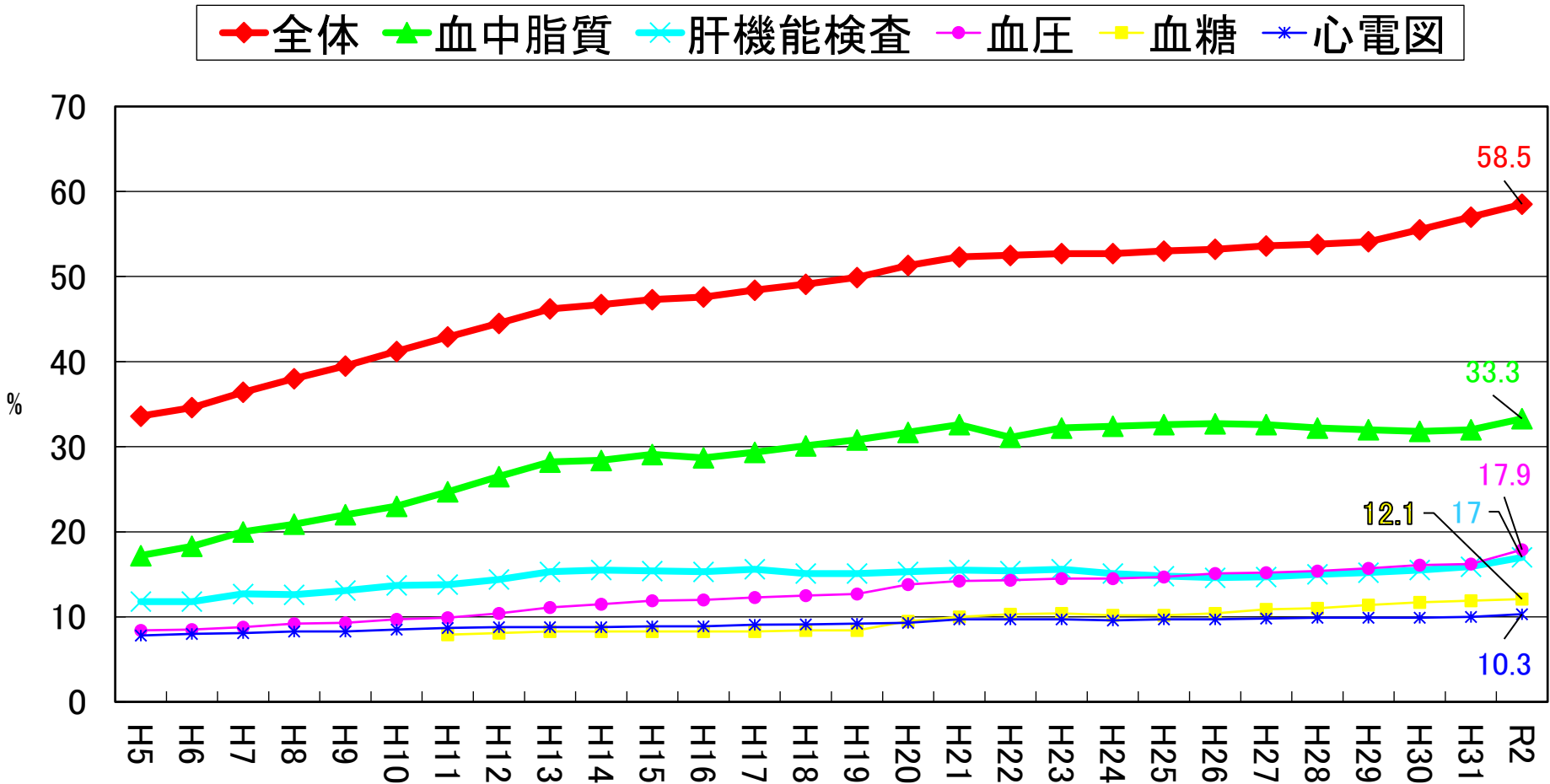


脳・心臓疾患の労災補償状況

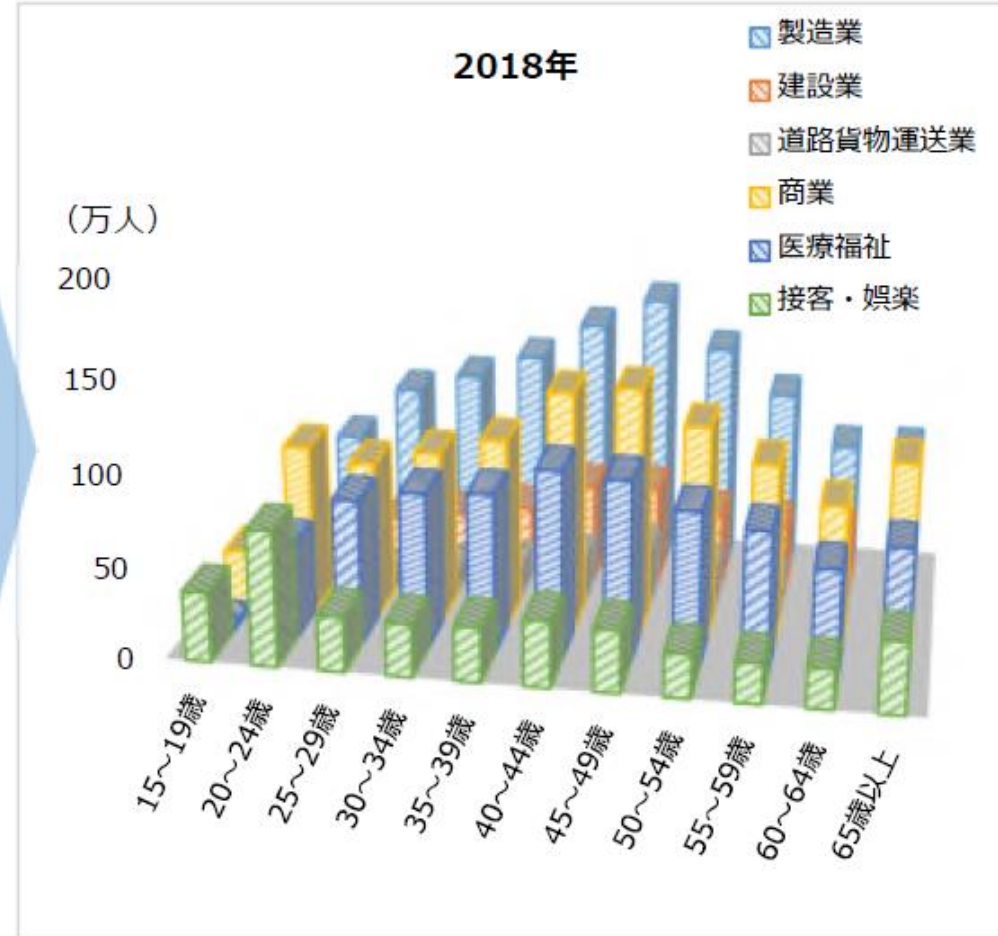
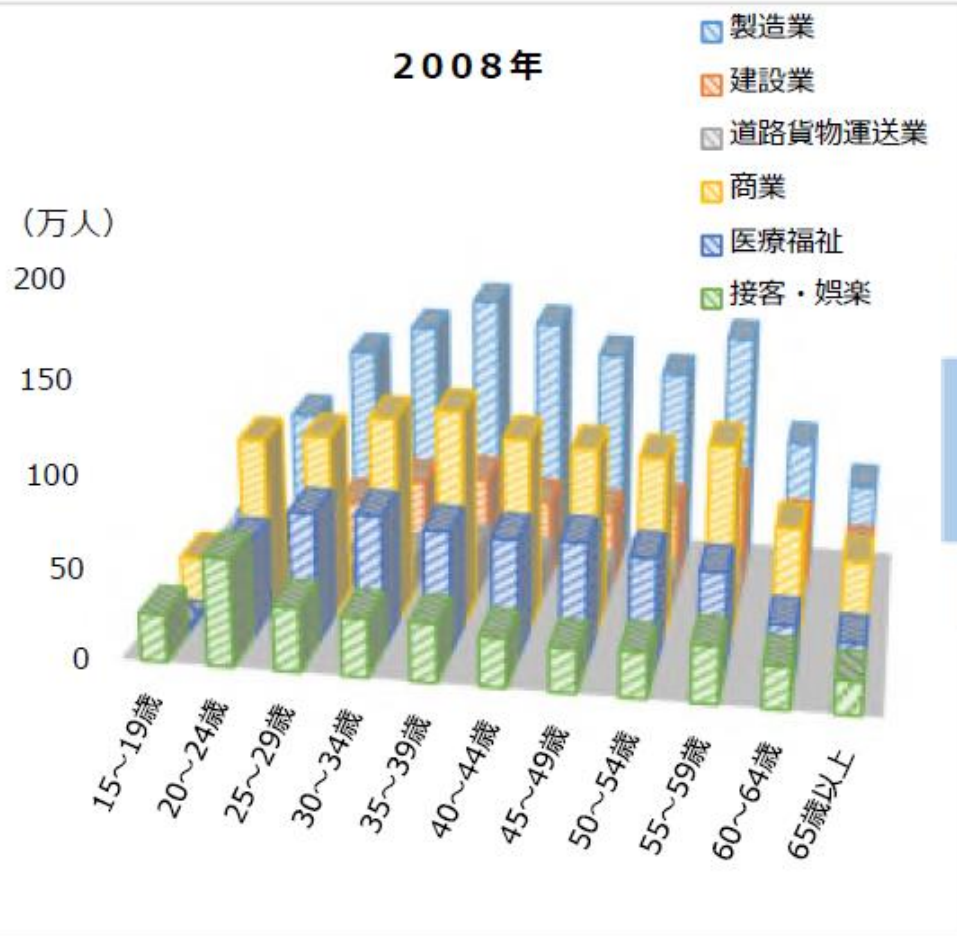


定期健診における有所見率の推移

一般定期健康診断結果

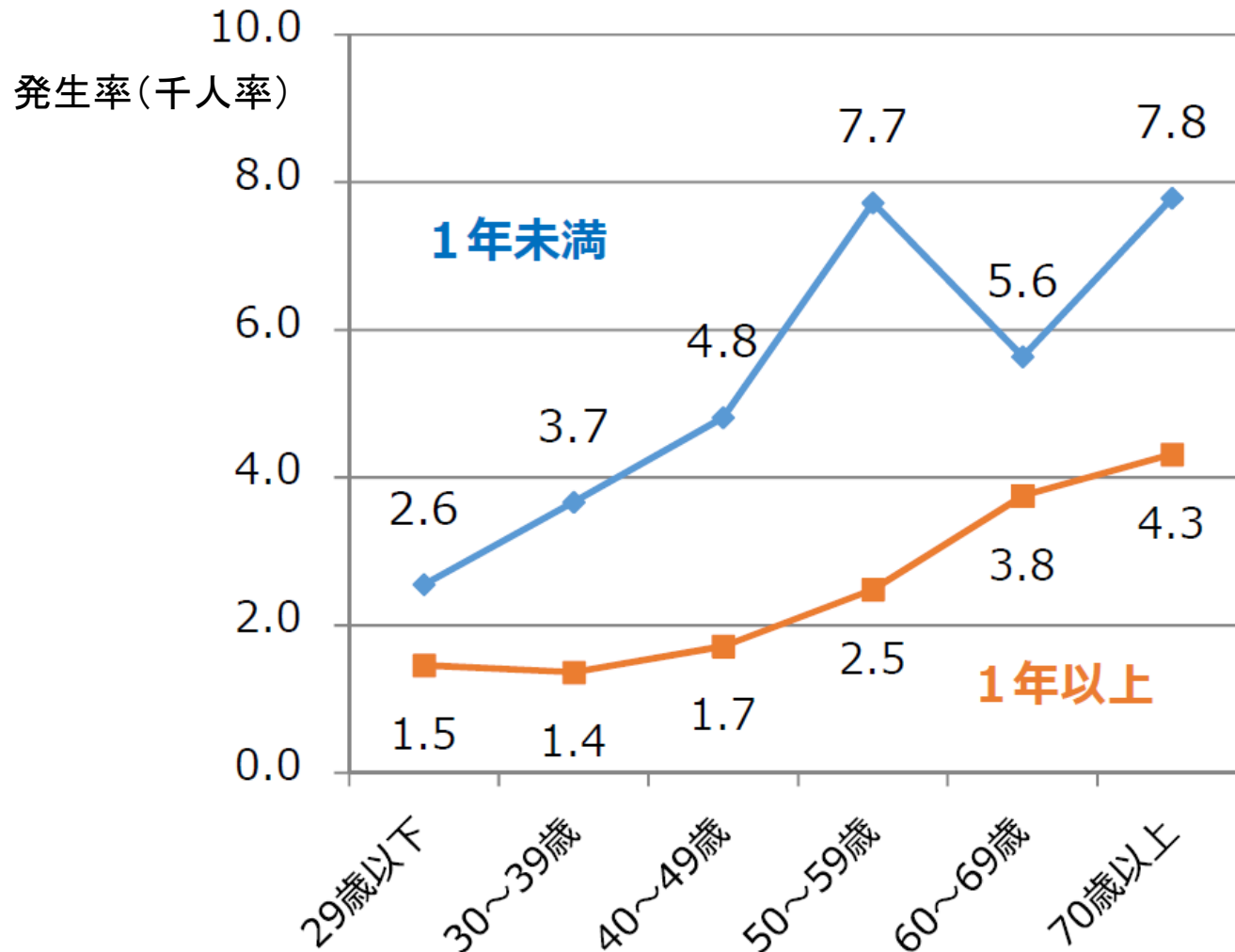


業種と年齢で見た就業状況の変化



資料出所：労働力調査(総務省)年齢別雇用者数(役員を含む)

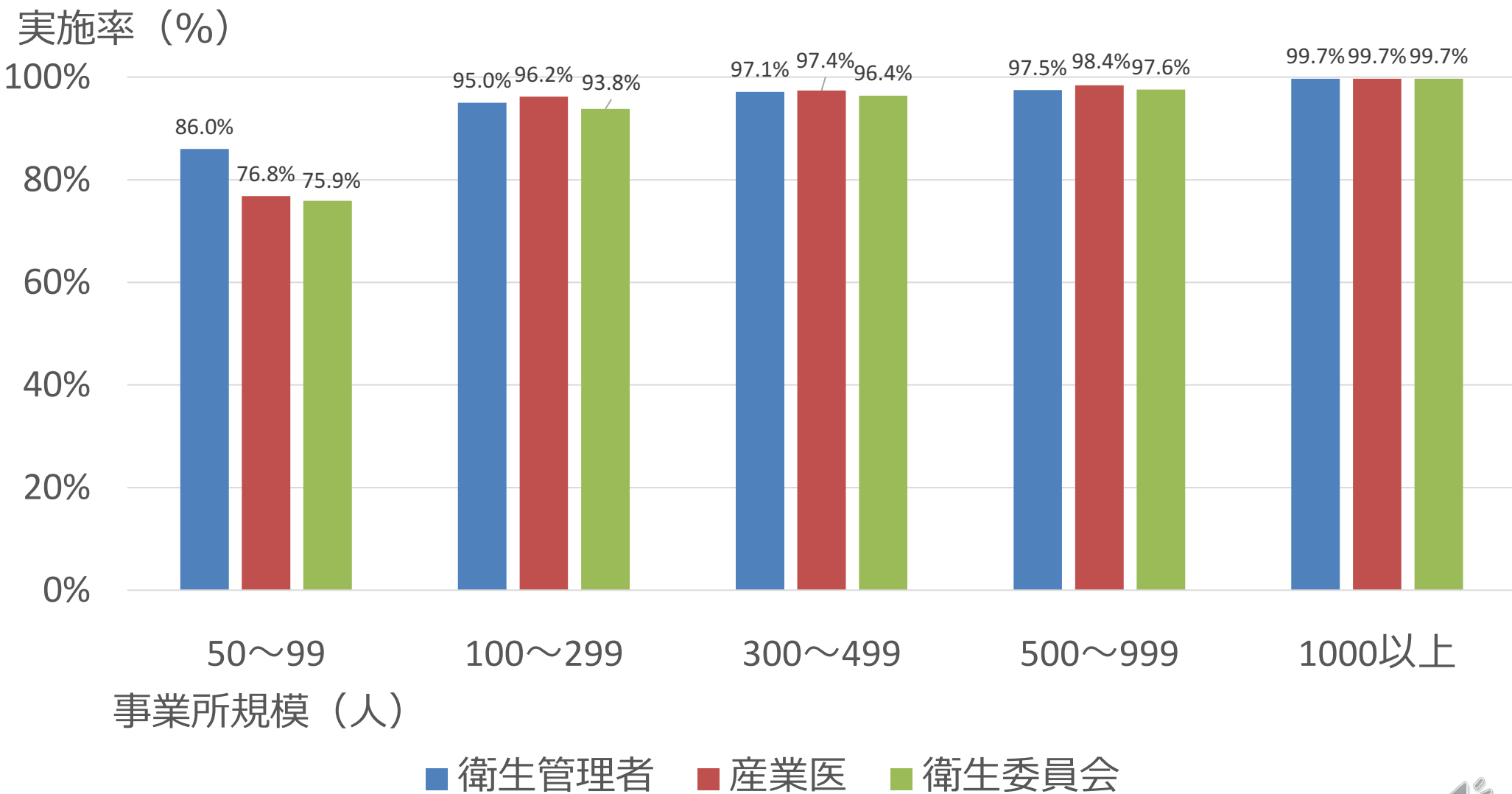
経験期間別に見た労働災害の発生率



資料出所:労働者死傷病報告(平成30年)、就業構造基本調査(平成29年)



産業医・衛生管理者選任等状況



1. 労働衛生の現状
2. 働き方改革関連法の概要
3. 治療と仕事の両立支援
4. 第13次労働災害防止計画
5. メンタルヘルス対策
6. 事業場における歯科口腔保健等の取り組みについて（THP指針改正、改正安衛則について）
7. 熱中症対策
8. 腰痛予防対策
9. 新型コロナウイルス感染症への対応
10. 電離放射線障害防止規則・テレワークガイドラインの改正
11. 産業医の一部職務のオンラインでの実施
12. 粉じん障害防止対策

働き方改革実行計画から関連法へ

実行計画

1. 働く人の視点に立った働き方改革の意義
2. 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善
3. 賃金引上げと労働生産性向上
4. 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正
 - パワーハラスメント対策、メンタルヘルス対策
5. 柔軟な働き方がしやすい環境整備
6. 女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備
7. 病気の治療と仕事の両立
 - 会社の意識改革と受け入れ体制の整備
 - トライアングル型支援などの推進
 - 労働者の健康確保のための産業医・産業保健機能の強化
8. 子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労
9. 雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援
10. 誰にでもチャンスのある教育環境の整備
11. 高齢者の就業促進
12. 外国人材の受入れ
13. 10年先の未来を見据えたロードマップ

平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定

関連法の概要

I 働き方改革の総合的かつ継続的な推進

働き方改革に係る基本的考え方を明らかにするとともに、国は、改革を総合的かつ継続的に推進するための「基本方針」（閣議決定）を定めることとする（雇用対策法）。

II 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等

1. 労働時間に関する制度の見直し（労働基準法、労働安全衛生法）
2. 勤務間インターバル制度の普及促進等（労働時間等設定改善法）
3. 産業医・産業保健機能の強化（労働安全衛生法、じん肺法）

III 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保

1. 不合理な待遇差を解消するための規定の整備（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）
2. 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化（パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法）
3. 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（行政ADR）の整備

平成30年6月29日 可決成立、7月6日 改正法公布、9月7日 政省令公布

産業医・産業保健機能の強化

産業医の職務【安衛則第14条】

- ① 健康診断・その結果に基づく措置
- ② 長時間労働者に対する面接指導・その結果に基づく措置
- ③ ストレスチェック、高ストレス者への面接指導・その結果に基づく措置
- ④ 作業環境の維持管理
- ⑤ 作業管理
- ⑥ 上記以外の労働者の健康管理
- ⑦ 健康教育、健康相談、労働者の健康の保持増進措置
- ⑧ 衛生教育
- ⑨ 労働者の健康障害の原因の調査、再発防止

産業医の活動環境の整備【安衛法第13, 18条, 則14, 15, 51-2】

- ◇ 事業者・総括安全衛生管理者への勧告、衛生管理者への指導・助言
- ◇ 健康障害防止のための職場巡視と緊急的措置
- 衛生委員会での健康障害防止対策等の調査審議
- 健診有所見者に関する情報把握

平成31年4月の改正による産業医の活動の強化【法13, 13-3, 101, 則13, 14-2, 14-3, 23, 98-2】

- **産業医の辞任・解任時の衛生委員会等への報告**
- **産業医に対する情報提供**
 - 面接指導実施後の措置等、時間外・休日労働時間が80時間/月を超えた労働者、その他
- **産業医による勧告内容及び勧告を踏まえた措置内容の記録・保存及び衛生委員会等への報告**
- ◇ **産業医による衛生委員会等に対する調査審議の求め**
- **労働者が産業医等に直接相談できる環境の整備**
- **産業医等の業務の内容等の周知**

◇：産業医の権能 ○：事業者の義務 ●：事業者の努力義務



産業医の勧告の実効性の確保

産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理について必要な勧告をすることができる。（法13条第5項）

【新設】

- 産業医が勧告をしようとするときは、あらかじめ事業者の意見を求める。（安衛則第14条の3第1項）
- 勧告の内容及び当該勧告を踏まえて講じた措置の内容等の記録・保存を事業者に義務付け。（安衛則第14条の3第2項）
- 産業医の勧告の内容及び当該勧告を踏まえて講じた措置の内容等について、衛生委員会への報告を事業者に義務付け。
（安衛法第13条第6項、安衛則第14条の3第4項）
- 衛生委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容等の記録・保存を事業者に義務付け。（安衛則第23条第4項）

面接指導等の実施の流れと改正のポイント

改正

労働時間の把握義務化

対象拡大
100時間▶80時間

新設

就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少、衛生委員会への報告等の措置

実施義務

努力義務

時間外・休日労働時間の算定

時間外・休日労働時間が1月あたり80時間超

産業医へ労働時間等情報の提供

労働者へ労働時間等情報の提供

労働者からの申出

医師による面接指導の実施

面接指導の結果の記録を作成

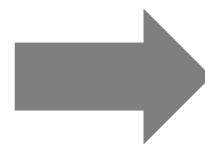
医師からの意見聴取

事後措置の実施

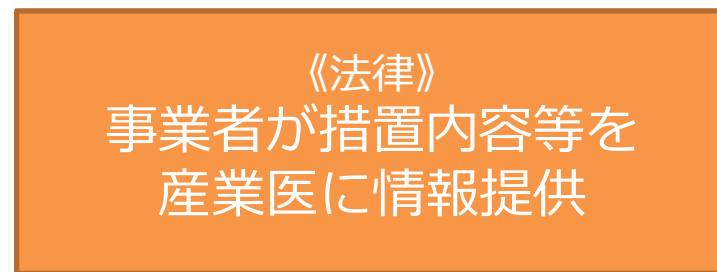
事業場で定めた基準に該当

面接指導または面接指導に準ずる措置の実施

長時間労働者の健康確保の強化（勧告権の行使例）

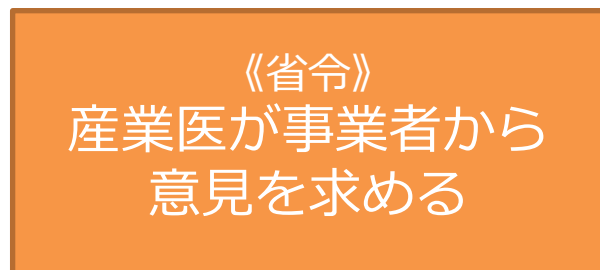


新規

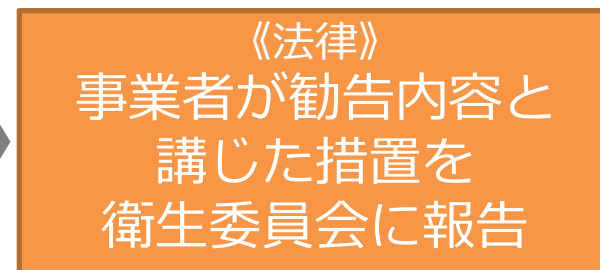


産業医が勧告の
必要性を認める場合

新規



新規

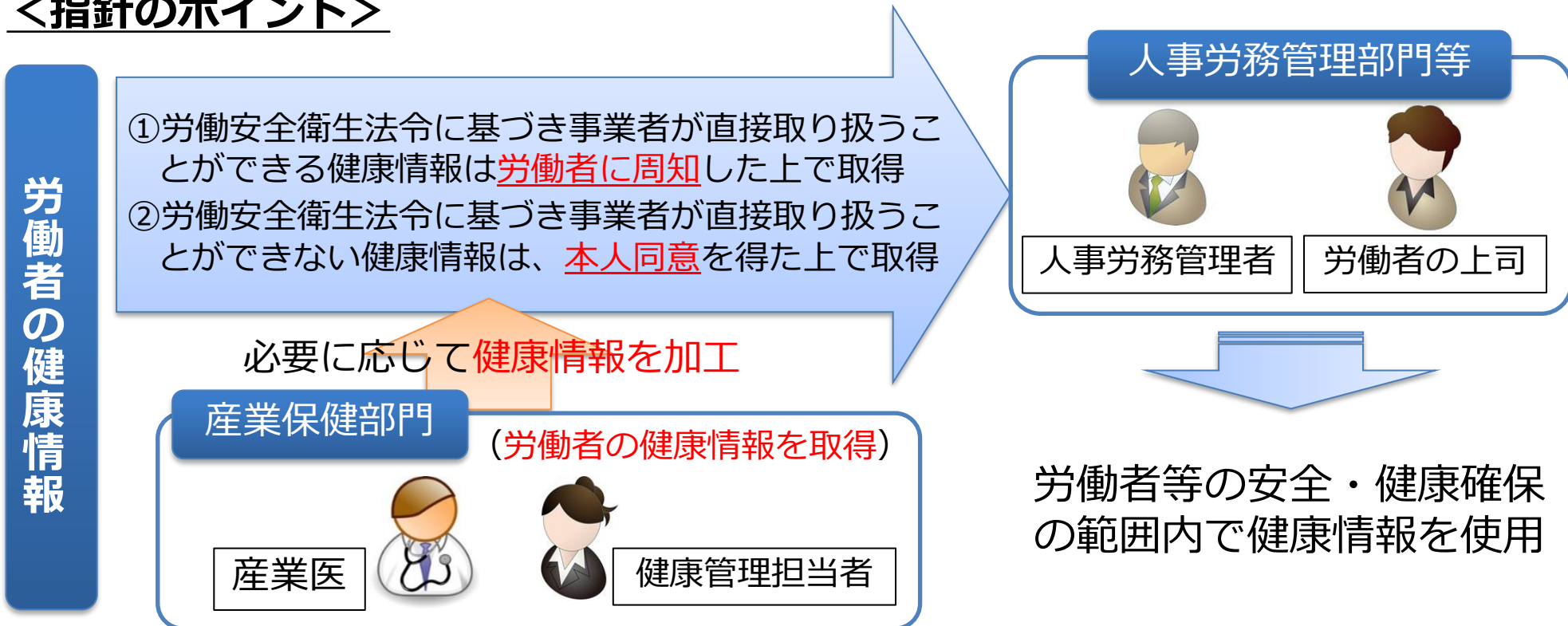


労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために 事業者が講ずべき措置に関する指針

<指針の目的>

- 労働者が、不利益な取扱いを受けるという不安を抱くことなく、安心して産業医等による健康相談等を受けられるようにする。
- 事業者が、必要な情報を取得して、労働者の健康確保措置を十全に行えるようにする。

<指針のポイント>



事業場ごとの取扱規程の策定・周知・運用により、以上のスキームを実現

産業保健チームの構築

労働者の健康確保の重要性の高まり



産業保健活動の取組が増大



全てを産業医のみで実施することは困難



産業医と各専門職が、役割分担と連携をし、チームによる産業保健活動を

【産業保健チームの在り方】

- 産業医には、産業保健活動全体を推進するリーダーシップが求められる。
- 産業医がリーダーシップを適切に発揮するためには、必要な情報が集約・共有されるチームの体制や役割・機能づくりが必要。
- チーム全員が目標を共有し、チーム内での双方向のコミュニケーションを活発に行うことが必要。

産業保健活動をチームで 進めるための実践的事例集

～産業保健チームを効果的に
活用しましょう!～

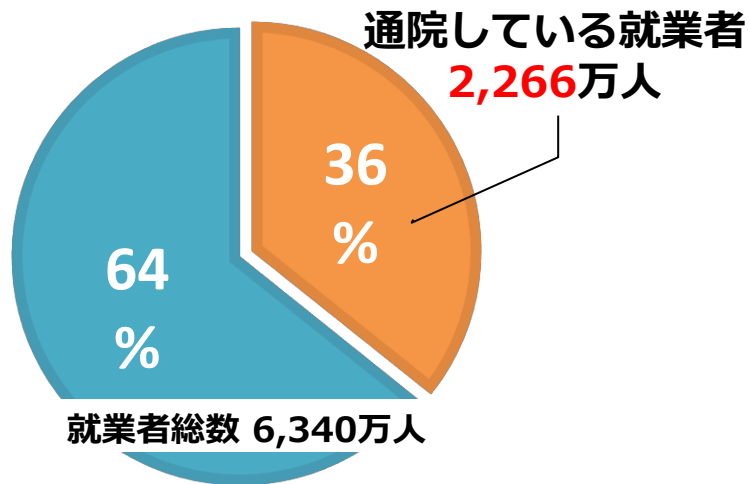
1. 労働衛生の現状
2. 働き方改革関連法の概要
3. 治療と仕事の両立支援
4. 第13次労働災害防止計画
5. メンタルヘルス対策
6. 事業場における歯科口腔保健等の取り組みについて（THP指針改正、改正安衛則について）
7. 熱中症対策
8. 腰痛予防対策
9. 新型コロナウイルス感染症への対応
10. 電離放射線障害防止規則・テレワークガイドラインの改正
11. 産業医の一部職務のオンラインでの実施
12. 粉じん障害防止対策

治療と仕事の両立支援を巡る状況

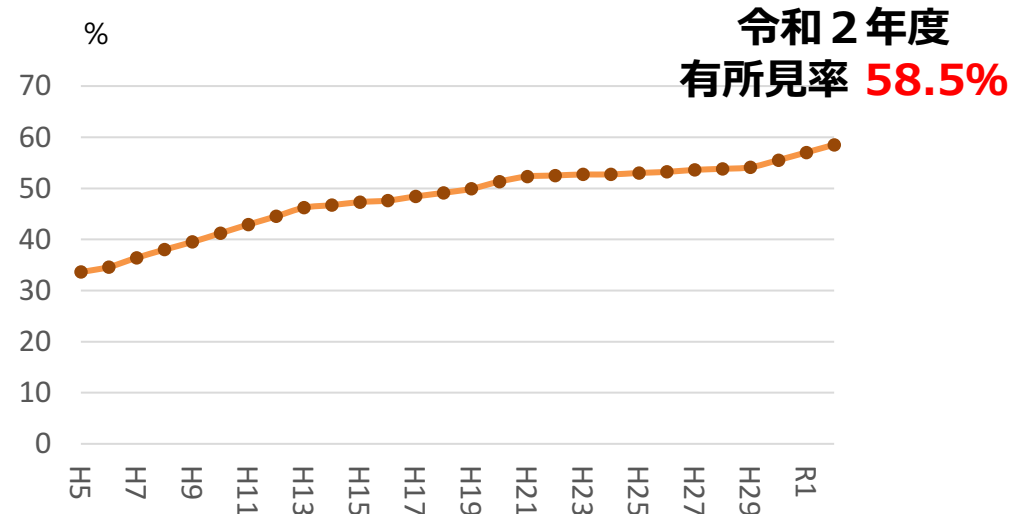
【疾病を抱える労働者の状況】

- 日本の労働人口の約3人に1人が働きながら通院している。
- 一般定期健康診断の有所見率は50%を超え、疾病リスクを抱える労働者は増加傾向。

通院している就業者の割合



一般定期健康診断の有所見率の推移



資料：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」

資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況等調査」



治療と仕事の両立支援の流れ

① 勤務情報提供書の作成 (事業者、産業医等と共同作成)

勤務情報提供書

勤務情報を主治医に提供する際の様式例

(主治医所属・氏名) 先生
 今後の就業継続の可否、業務の内容について職場で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見をいただくための従業員の勤務に関する情報です。
 どうぞよろしくお問い合わせ申し上げます。

従業員氏名	生年月日	年	月	日
住所				
職 種	<input type="checkbox"/> 事務職 <input type="checkbox"/> 自動車運転手・建設作業員など <small>(営業職・自営業)</small>			
職務内容	<input type="checkbox"/> 体を使う作業(重作業) <input type="checkbox"/> 体を扱う作業(軽作業) <input type="checkbox"/> 長時間立位 <input type="checkbox"/> 車庫場での作業 <input type="checkbox"/> 寒冷場所での作業 <input type="checkbox"/> 高所作業 <input type="checkbox"/> 車の運転 <input type="checkbox"/> 機械の運転・操作 <input type="checkbox"/> 個人業務 <input type="checkbox"/> 遠隔地出張(国内) <input type="checkbox"/> 海外出張 <input type="checkbox"/> 海外出張 <input type="checkbox"/> 海外出張			
勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤勤務 <input type="checkbox"/> 二交代勤務 <input type="checkbox"/> 三交代勤務 <input type="checkbox"/> その他()			
勤務時間	時 分 ~ 時 分 (休憩 時間、週 日数、)			
通勤時間	(時間外・休日労働の状況:)			
通勤方法	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 公共交通機関(自転車可) <input type="checkbox"/> 公共交通機関(自転車不可)			
通勤時間	<input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他()			
通勤時間	通勤時間: () 分			
休業可能期間	年 月 日まで (日間) (給付支給 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 傷病手当金●%)			
有給休暇日数	残 日数			
その他 特記事項	<input type="checkbox"/> 時間単位の年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇・喪失休暇 <input type="checkbox"/> 時差出勤制度 <input type="checkbox"/> 短時間勤務制度 <input type="checkbox"/> 在宅勤務(テレワーク) <input type="checkbox"/> 試し出勤制 <input type="checkbox"/> その他()			
利用可能な 制度	<input type="checkbox"/> その他()			
上記内容を確認しました。				
平成 年 月 日 (本人署名)				

仕事との両立には通院の継続が必要です。また、●●という症状があるため、○○について配慮をお願いしてください。



労働者/患者

主治医

事業者

- ③ 主治医に提供された情報を事業者に提出
- ④ 産業医意見を勘案して両立支援プランの作成

両立支援プラン

両立支援プラン/職場復帰支援プランの作成例

作成日: 年 月 日

従業員氏名	生年月日	性別	
	年 月 日	男・女	
所属	従業員番号		
治療、就業等の状況	・入院による年相済み。 ・今後1か月間、平日5日間の通院治療が必要。 ・その後作業療法による治療の予定。週1回の通院1か月、その後1回の通院に移行予定。 ・治療期間を過ぎ副作用として疲れやすさや免疫力の低下等の症状が予想される。 ※職場復帰支援プランの場合は、職場復帰日についても記載		
今後の予定			
期間	勤務時間	就業上の措置・治療への配慮等 (参考)	治療等の予定
1か月目	10:00 ~ 15:00 (1時間休憩)	短時間勤務 毎日の通院配慮 残業・深夜勤務・通勤地出張禁止 作業転換	平日毎日通院・放射線治療 (症状・疲れやすさ・免疫力の低下等)
2か月目	10:00 ~ 17:00 (1時間休憩)	短時間勤務 通院日の時間単位の休職後に対応 残業・深夜勤務・通勤地出張禁止 作業転換	週1回通院・薬物療法 (症状・疲れやすさ・免疫力の低下等)
3か月目	9:00 ~ 17:30 (1時間休憩)	通常勤務に復帰 残業1日当たり1時間まで可 深夜勤務・通勤地出張禁止 作業転換	月1回通院・薬物療法 (症状・疲れやすさ・免疫力の低下等)
業務上の配慮事項	・治療期間中は負荷軽減のため作業転換を行い、製品の運搬、配達業務から部署内の●●業務に変更する。 ・副作用により疲れやすくなることが見込まれるため、体調に応じて、通勤時間を認める。 ・治療開始後は、2週間ごとに産業医・本人・総務担当で面談を行い、必要に応じてプランの見直しを行う。(面談予定日: ●月●日●時) ・労働者においては、通院・服薬を継続し、自己中斷をしないこと。また、体調の変化に留意し、体調不良の訴えは上司に伝達すること。 ・上司においては、本人からの訴えや労働者の体調等について気になる点があればすみやかに総務担当まで連絡のこと。		
その他			

② 勤務情報提供書を踏まえ療養上の指導、両立に必要な情報を提供

医療機関における両立支援の現状と課題

平成30年度労災疾病臨床研究事業費補助金

「医療機関における両立支援の取組に関する研究」

【調査概要】

対象施設：全国のがん診療連携拠点病院及び労災病院

調査期間：平成30年12月～平成31年1月

有効回答数（率）：268ヶ所 / 438ヶ所（61.2%）

課題 | 現場担当者が感じている課題（抜粋）

▶ 院外との連携

事業場との連携

▶ 支援の実践

院内スタッフにおける両立支援への意識の向上

▶ 情報収集と共有

多職種における両立支援に必要な情報の共有

▶ 支援へのアクセス

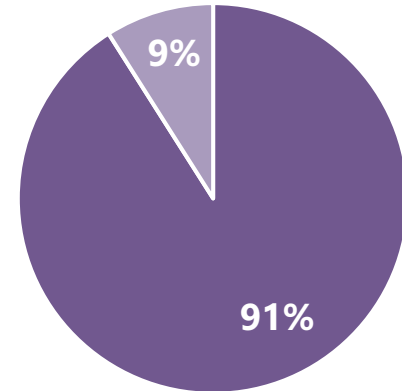
対象患者における両立支援相談窓口の認知

▶ 支援体制の整備

両立支援窓口の担当者の育成・スキルの向上

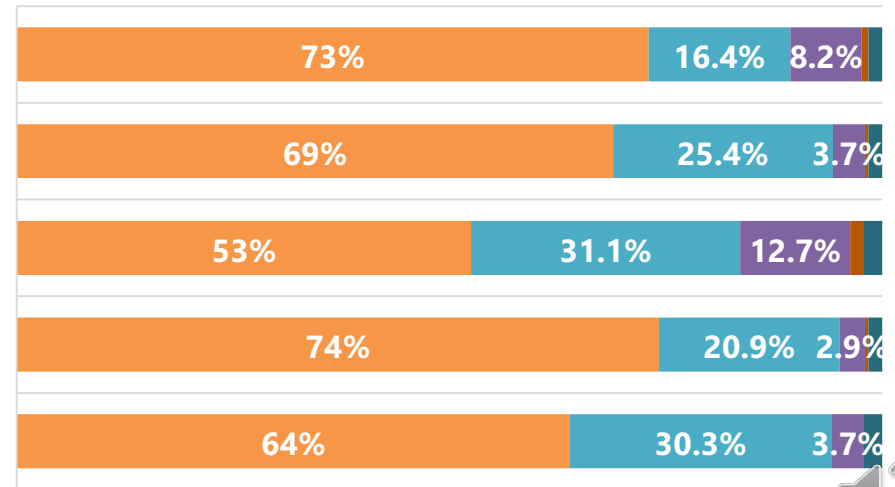
現状 | 相談窓口の設置状況

治療と仕事の両立に関する相談窓口



■ 設置している ■ 設置していない

■ 課題である ■ やや課題である ■ さほど課題でない ■ 課題ではない ■ 回答なし



医療機関における両立支援の推進

院外との連携

▶ 「企業・医療機関連携マニュアル」

- 企業と医療機関が情報のやりとりを行う際の参考のため、勤務情報提供書、主治医意見書、両立支援プランの作成のポイントを示すもの。
- 具体的な事例を通じた各様式の記載例を疾患別に各3~4例作成。
(がん、脳卒中、肝疾患、難病、心疾患、糖尿病)

支援の実践、情報収集と共有、 支援へのアクセス、支援体制の整備

▶ 「医療機関における治療と仕事の両立支援導入ガイド」

- 治療と仕事の両立支援の流れをもとに、医療機関への導入方法や取り組み方、医療従事者がそれぞれの立場で担う役割を示すもの。
- 医療機関での実践に向けた資料、職種別の行動ガイド、FAQ等を作成。
平成29~31年労災疾病臨床研究「医療機関における両立支援の取組に関する研究」

相談窓口担当者の育成・スキルの向上

▶ 「両立支援コーディネーター」の育成・配置

- 労働者の同意のもと、業務や治療に関する情報を得て、労働者の治療や業務の状況に応じた必要な配慮等の情報を整理して本人に提供する。



両立支援コーディネーターの養成

担い手： 企業の人事労務担当者や産業保健スタッフ・医療機関の医療従事者・支援機関等

機能： 支援対象者に寄り添いながら継続的な相談支援等を行うこと

役割： それぞれの立場における支援の実施 及び 関係者との連携・調整

支援対象者の同意を前提として、治療に関する情報や業務に関する情報等を得て、支援対象者の治療や業務の状況に応じた必要な配慮等の情報を整理して本人に提供する 等

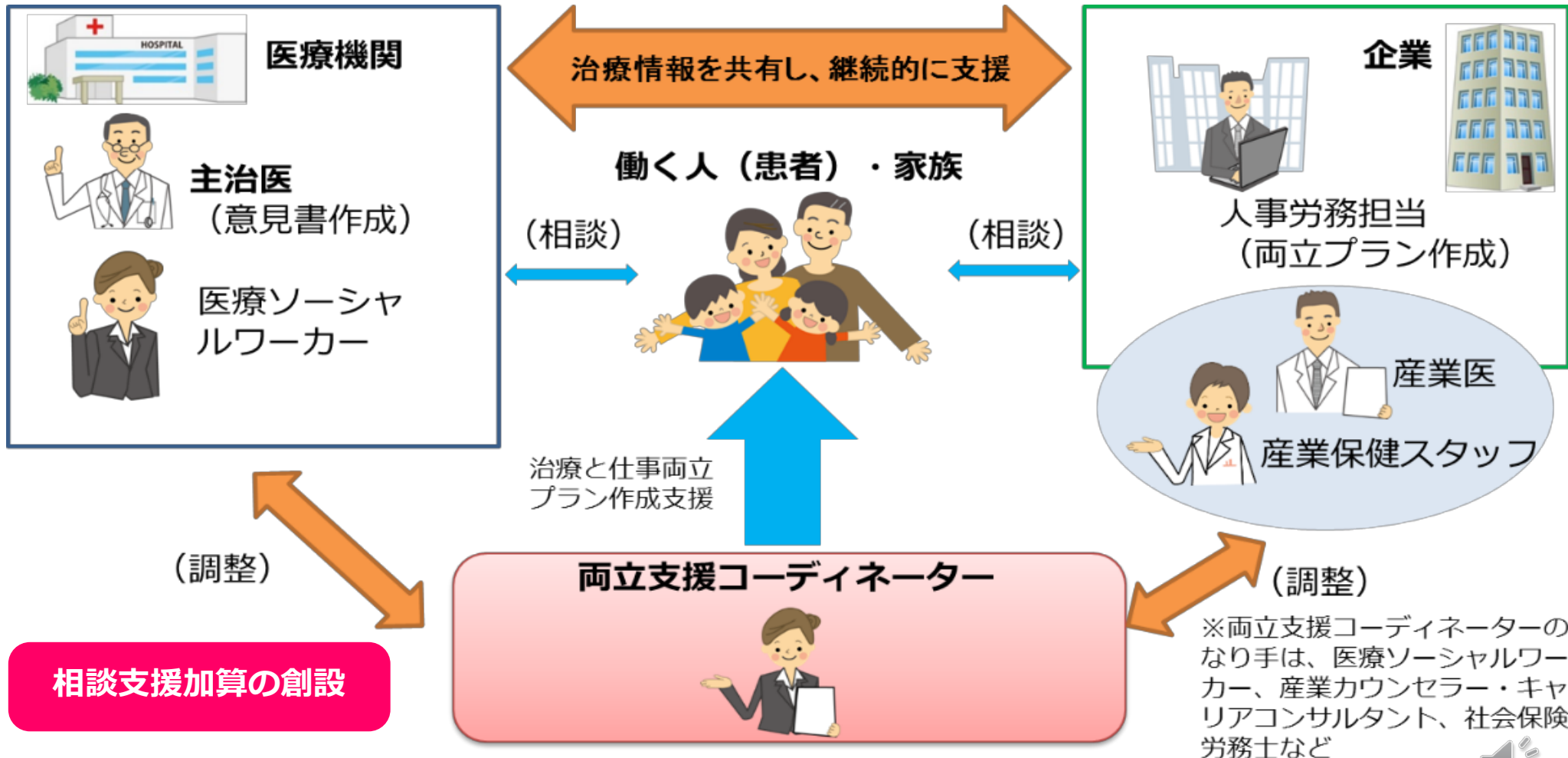
※ 令和4年3月末時点で12,087人が修了

※ 関係者との調整を行うに当たっては、両立支援コーディネーターは、事業場に対して支援対象者の代理で交渉行為を行うものではない



トライアングル型支援

医療機関、企業・産業医、両立支援コーディネーターで働く人（患者）と家族をサポート



療養・就労両立支援指導料の改正（令和4年度）

対象疾患の拡大

平成30年度に新設した後、令和2年度、令和4年度に改定

対象疾患：がん、脳血管疾患、肝疾患、指定難病、糖尿病、心疾患、若年性認知症

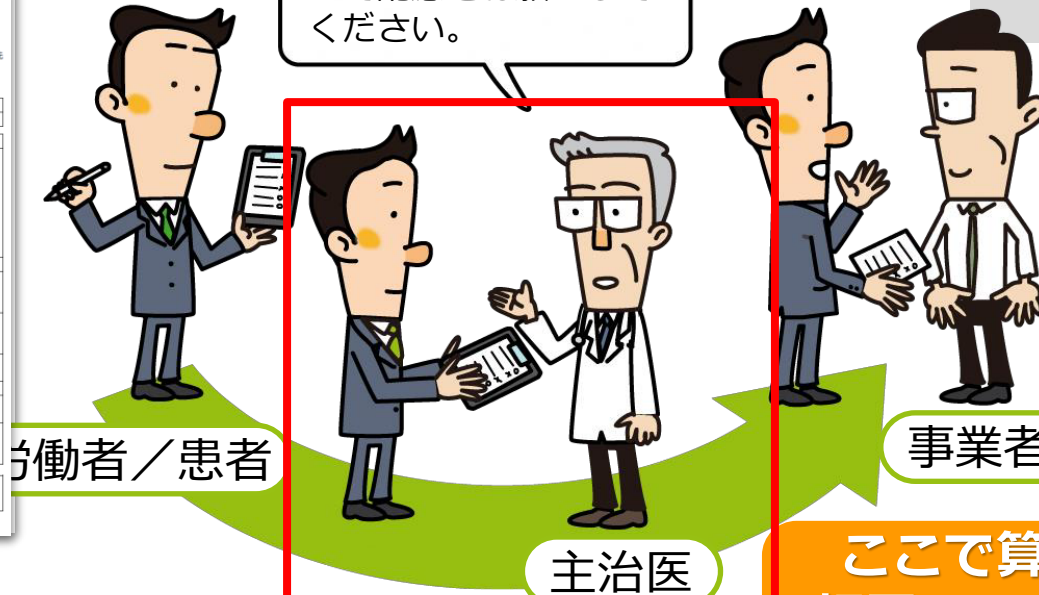
① 勤務情報提供書の作成 (事業者、産業医等と共同作成)

勤務情報を主治医に提供する際の様式例

(主治医所属・氏名) 先生
等々の就業継続の可否、業務の内容について職場で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見をいただくための就業者の職務に関する情報です。
どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

従業員氏名	生年月日	年	月	日
氏名	年	月	日	性別
所属	従業員番号	性別	男・女	
職種	※事務職、自動車の運転手、建設作業員など (作業場所・作業内容)			
職務内容	<input type="checkbox"/> 体を扱う作業（軽作業） <input type="checkbox"/> 体を扱う作業（軽作業） <input type="checkbox"/> 長時間立位 <input type="checkbox"/> 業務場内での作業 <input type="checkbox"/> 業務場外での作業 <input type="checkbox"/> 高所作業 <input type="checkbox"/> 車の運転 <input type="checkbox"/> 機械の運転・操作 <input type="checkbox"/> 対人業務 <input type="checkbox"/> 通関地出張（国内） <input type="checkbox"/> 海外出張 <input type="checkbox"/> 単身赴任			
勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤勤務 <input type="checkbox"/> 交代勤務 <input type="checkbox"/> 三交代勤務 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
勤務時間	時 分 ～ 時 分（休憩 時間、週 日、日） （通勤外・休日労働の状況： ） （国内・海外出張の状況： ）			
通勤方法	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 公共交通機関（乗車可能） <input type="checkbox"/> 公共交通機関（乗車不可） <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
通勤時間	通勤時間：（ ）分			
休業可能期間	年 月 日まで（ ）日 (給与支給 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し、傷病手当金●%)			
その他 特記事項	病 日数			
利用可能な 制度	<input type="checkbox"/> 時間単位の年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇・病欠休暇 <input type="checkbox"/> 時差出勤制度 <input type="checkbox"/> 短時間勤務制度 <input type="checkbox"/> 在宅勤務（テレワーク） <input type="checkbox"/> 試し出勤制度 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
上記内容を確認しました。 平成 年 月 日 (本人署名)				
平成 年 月 日 (印鑑)				

仕事との両立には通院の継続が必要です。また、●●という症状があるため、○○について配慮をお願いしてください。



- ③ 主治医に提供された情報を事業者に提出
- ④ 産業医意見を勘案して両立支援プランの作成

両立支援プラン/職場復帰支援プランの作成例

作成日： 年 月 日

従業員氏名	生年月日	性別	
所属	従業員番号	男・女	
・入院による手術済み。 ・今後1か月間、平日5日間の通院治療が必要。 ・その就業形態による治療の予定、週1回の通院1か月、その後1回の通院に移行予定。 ・治療期間を通し通勤として履けやすさや免役力の低下等の配慮が予定される。 ※職場復帰支援プランの場合は、職場復帰日についても記載			
期間	勤務時間	就業上の措置、治療への配慮等	(参考) 治療上の予定
(記載例) 1か月目	10:00 ～ 15:00 (1時間休憩)	短時間勤務 毎日の通院配慮要 残業・深夜勤務・通勤地出張禁止 作業転換	平日毎日通院・放射線治療 (定休: 履けやすさ、免役力の低下)
2か月目	10:00 ～ 17:00 (1時間休憩)	通院日の時間単位の休暇取得に配慮 残業・深夜勤務・通勤地出張禁止 作業転換	週1回通院・薬物療法 (定休: 履けやすさ、免役力の低下)
3か月目	9:00 ～ 17:30 (1時間休憩)	通院日中に復帰 残業1日当たり1時間まで可 深夜勤務・通勤地出張禁止 作業転換	月1回通院・薬物療法 (定休: 履けやすさ、免役力の低下)
業務内容	・治療期間中は負荷軽減のための作業転換を行い、製品の運搬、配達業務から部署内の●●業務に変更する。		
その他 就業上の 配慮事項	・治療により履けやすくなることが見込まれるため、体調に依りて、通勤時間を認める。		
治療開始日は、2週間ごとに就業医、本人、総務担当で面談を行い、必要に応じてプランの見直しを行う。(相談予定日：●月●日●～●時)			
労働者においては、通院、服薬を継続し、自己中絶をしないこと。また、体調の変化に留意し、体調不良の訴えは上司に伝達のこと。			
上司においては、本人からの訴えや労働者の体調等について気になる点があればすまやかに総務担当まで連絡のこと。			

② 勤務情報提供書を踏まえ療養上の指導、両立に必要な情報を産業医等に提供※

ここで算定
初回：800点

主治医の連携先の拡大

※ 医師が情報提供書類作成、もしくは外来に同席した産業医等に情報提供



「地域両立支援推進チーム」による地域の取り組みの推進

各都道府県の労働局での取組

各都道府県労働局に「**地域両立支援推進チーム**」を設置。

地域における関係者がネットワークを構築し、互いの取組の連携を図ることを目的に活動。

チーム構成機関等

都道府県労働局を事務局として、産業保健総合支援センター、地域の医療機関（がん診療連携拠点病院等）、都道府県、支援機関（ハローワーク、社労士会等）等が参集

協議内容（抜粋）

1. 両立支援の周知啓発
2. チームの連携
 - 産保センターと医療機関の連携
 - 地域保健施策の連携
 - 地域・職域連携推進協議会との連携
3. 両立支援の理解促進のためのイベント開催 他

それぞれの立場にとっての両立支援の意義

◆ 労働者にとって

疾病にかかったとしても、本人が希望する場合は、疾病を増悪させることがないように、適切な治療を受けながら、仕事を続けられる可能性が高まる。

◆ 事業者にとって

疾病による従業員の離職を防ぐことで、貴重な人材資源の喪失を防ぐことが可能となるとともに、従業員のモチベーション向上から、労働生産性の維持・向上にもつながる。

◆ 医療関係者にとって

仕事を理由とする治療の中断や、仕事の過度な負荷による疾病の増悪を防ぐことで、疾病の治療を効果的に進めることが可能となる。

◆ 社会にとって

疾病を抱える労働者の方々も、それぞれの状況に応じた就業の機会を得ることが可能となり、全ての人が生きがい、働きがいを持って各々活躍できる社会の実現に寄与することが期待される。



1. 労働衛生の現状
2. 働き方改革関連法の概要
3. 治療と仕事の両立支援
4. 第13次労働災害防止計画
5. メンタルヘルス対策
6. 事業場における歯科口腔保健等の取り組みについて（THP指針改正、改正安衛則について）
7. 熱中症対策
8. 腰痛予防対策
9. 新型コロナウイルス感染症への対応
10. 電離放射線障害防止規則・テレワークガイドラインの改正
11. 産業医の一部職務のオンラインでの実施
12. 粉じん障害防止対策

第13次労働災害防止計画（2018年4月1日～2023年3月31日）

全体の目標

死亡災害：15%以上減少

死傷災害：5%以上減少

業種別の目標

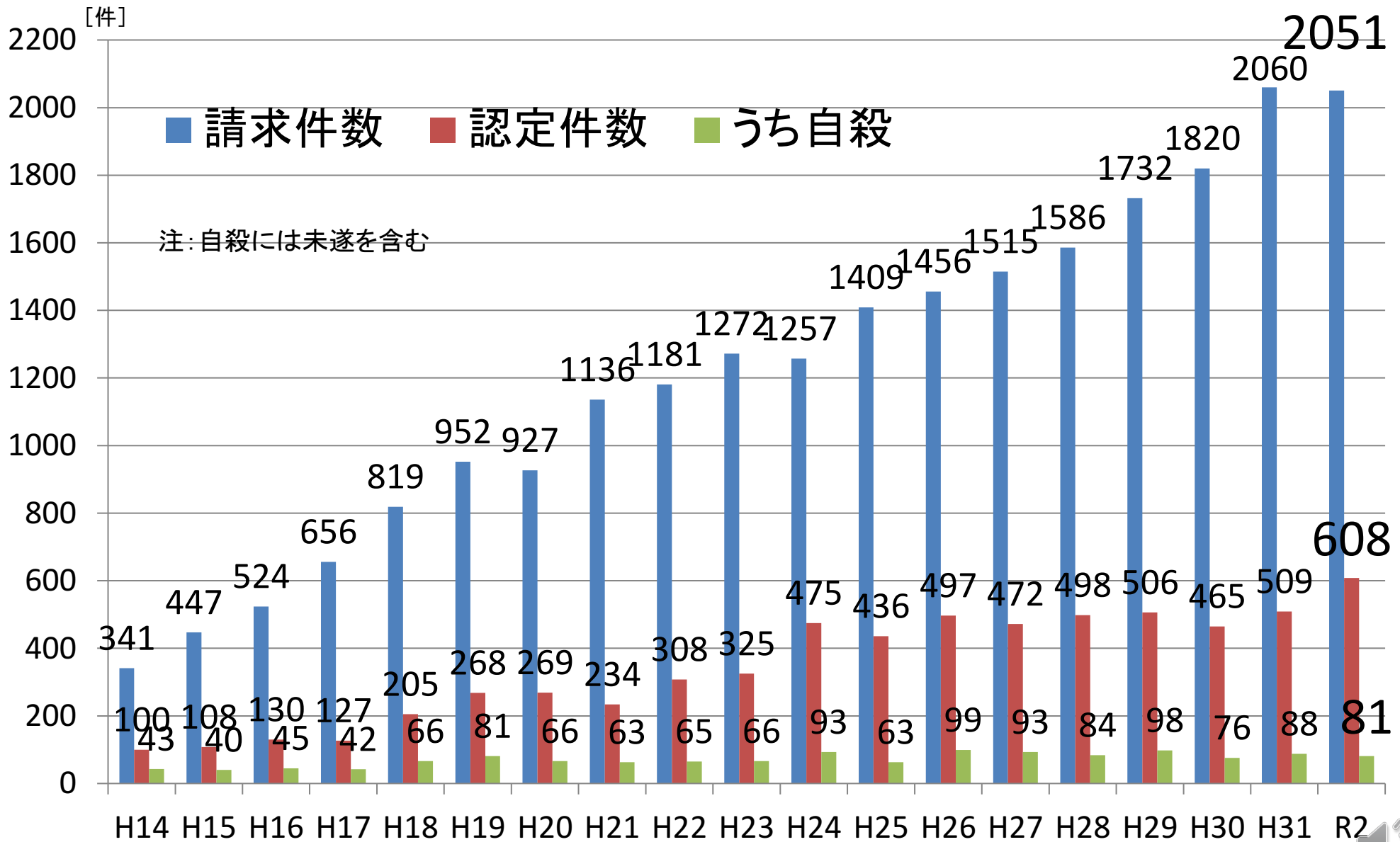
- ・建設業、製造業、林業：死亡災害を15%以上減少
- ・陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店：死傷災害を5%以上減少

その他の目標

- ・仕事上の不安・悩み・ストレスの相談先のある労働者の割合を90%以上
- ・メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上
- ・ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上
- ・危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート（SDS）の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上
- ・第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少
- ・職場での熱中症による死亡災害を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少

1. 労働衛生の現状
2. 働き方改革関連法の概要
3. 治療と仕事の両立支援
4. 第13次労働災害防止計画
5. **メンタルヘルス対策**
6. 事業場における歯科口腔保健等の取り組みについて（THP指針改正、歯科健診の実施について）
7. 熱中症対策
8. 腰痛予防対策
9. 新型コロナウイルス感染症への対応
10. 電離放射線障害防止規則・テレワークガイドラインの改正
11. 産業医の一部職務のオンラインでの実施
12. 粉じん障害防止対策

精神障害等の労災補償状況



労働者の心の健康の保持増進のための指針（概念図）

事業場内の体制整備

心の健康づくり計画の策定

衛生委員会における調査審議

4つのケア

セルフケア

（労働者による）

ラインによる
ケア

（管理監督者による）

事業場内産業保健
スタッフ等によるケア

（産業医、衛生管理者
等による）

事業場外資源
によるケア

（事業場外の機関、
専門家による）

（1）メンタルヘルスケアを推進するための教育研修・情報提供

（2）職場環境等の把握と改善

（3）メンタルヘルス不調への気付きと対応

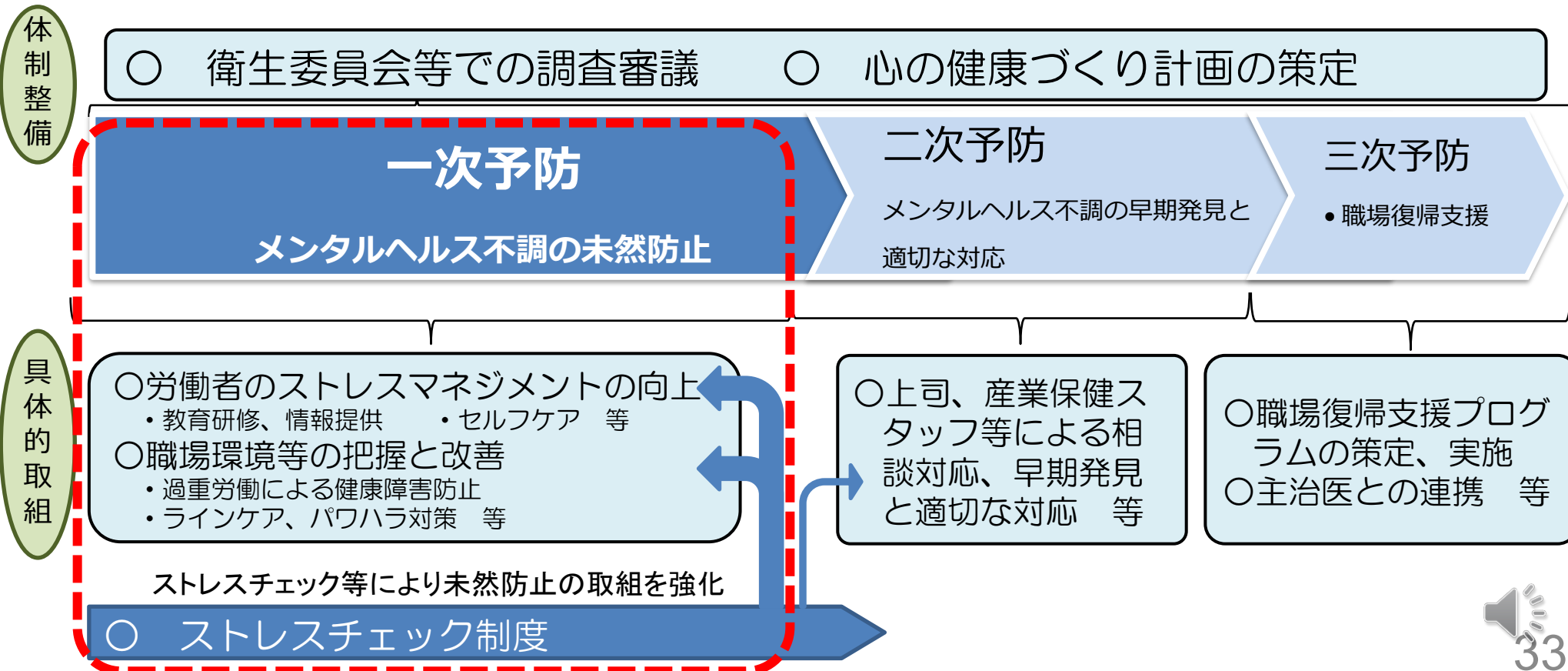
（4）職場復帰における支援

個人
情報
保護
への
配慮

不利益な
取扱い
の防止

メンタルヘルス対策の体系 と ストレスチェック

- 職場におけるメンタルヘルス対策は、**3本の柱**からなる。
 - (一次予防) メンタルヘルス不調の未然防止
 - (二次予防) メンタルヘルス不調の早期発見と適切な対応
 - (三次予防) 職場復帰支援
- **ストレスチェック制度**は、ストレスの状態を把握することでメンタルヘルス不調を未然に防止することを目的としており、**一次予防のための仕組み**と位置づけられる



労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要（平成30年8月9日交付・施行） （ストレスチェックの実施者の追加）

1. 改正の趣旨

- 平成26年改正労働安全衛生法により創設されたストレスチェック制度は、労働者のストレスの程度の把握のための検査の実施及びその結果に基づく医師による面接指導の実施等を内容としている。
- ストレスチェックの実施者は、ストレスチェックを実施し、その結果を踏まえ、面接指導の必要性を判断する者であり、産業保健及び精神保健に関する知識を有する医師、保健師、必要な研修を受けた看護師又は精神保健福祉士としている。
- 平成26年安衛法改正時の附帯決議の内容（※1）や、先般、公認心理師法（※2）が施行され、それに伴い公表された国家試験の内容（※3）等を踏まえ、歯科医師及び公認心理師を、一定の要件の下、ストレスチェックの実施者に追加をする改正を行った。
なお、一定の要件とは、現行の看護師又は精神保健福祉士と同様、必要な研修の修了としている。

（※1）労働安全衛生法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成26年4月8日 参議院厚生労働委員会）抜粋：
「職域における歯科保健対策について具体的に検討を行うこと。」

労働安全衛生法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成26年6月18日 衆議院厚生労働委員会）抜粋：
「職域における歯科保健対策（歯科健診のあり方、産業歯科医の位置付け等）について具体的に検討を行うこと。」

（※2）公認心理師法（平成27年法律第68号、平成29年9月15日施行）

（※3）歯科医師及び公認心理師の試験基準には、産業保健及び精神保健に関するものが含まれている。

2. 改正の内容

ストレスチェックの実施者に、必要な研修を修了した歯科医師及び公認心理師を追加

個人へのアプローチ

- ストレスへの気付きを促す+セルフケアのきっかけ
 - ▶ストレスの軽減
- 高ストレス者の面接指導+就業上の措置（労働時間の削減、業務負担の軽減など）
 - ▶仕事によるストレスの軽減



集団へのアプローチ

- 職場単位のストレスの状況とその要因を把握・分析し、職場環境の改善
 - ▶職場におけるストレスの軽減を図る



メンタルヘルス不調の未然防止

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

総合的な情報提供

- メンタルヘルスに関する基礎知識
- 事業場の取組事例
- 専門の相談機関や医療機関
- 各種支援・助成制度
- 統計情報
- 関係行政機関の情報など

こころの耳 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

厚生労働省

ストレスチェック後のセルフケア等

いつものセルフケア・相談

ストレスチェック制度等への対応

eラーニングで学ぶ 15分でわかるセルフケア

疲労蓄積度セルフチェック(働く方用)

5分でできる 職場のストレスセルフチェック

3分でできる(簡易版)

ストレスチェック制度について

ストレスチェック制度の取り組み事例

NEW

eラーニングで学ぶ 15分でわかる初めての交流分析2

eラーニングで学ぶ 15分でわかるラインによるケア

悩みを相談してみませんか 相談窓口案内

働き方改革について

職場環境改善ツール

メンタルヘルスシンポジウム

関連情報・相談窓口をご紹介します

新型コロナウイルス感染症対策(こころのケア)

令和2年7月豪雨により被災された方などへ 被災者に対するこころのケア 相談窓口や関連情報などをご紹介します

相談窓口

令和3年度の拡充

- 電話回線を2.5倍増設

働く人の「こころの耳電話相談」(旧こころほっとライン)

働く人の「こころの耳SNS相談」

働く人の「こころの耳メール相談」

1. 労働衛生の現状
2. 働き方改革関連法の概要
3. 治療と仕事の両立支援
4. 第13次労働災害防止計画
5. メンタルヘルス対策
6. 事業場における歯科口腔保健等の取り組みについて（THP指針改正、改正安衛則について）
7. 熱中症対策
8. 腰痛予防対策
9. 新型コロナウイルス感染症への対応
10. 電離放射線障害防止規則・テレワークガイドラインの改正
11. 産業医の一部職務のオンラインでの実施
12. 粉じん障害防止対策

○事業場における労働者の健康保持増進のための指針について

- 主な改正ポイント
- 指針の概要～健康保持増進対策の進め方～
- 「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」について

事業場における労働者の健康保持増進措置について

(改正前) 事業場における労働者の健康保持増進のための指針
～健康保持増進措置の内容と各担当者の役割～

健康保持増進計画

健康測定
産業医

生活状況調査

+

問診・診察・医学的検査

+

運動機能検査

第一段階

健康状況に応じた全般的な指導

第二段階

運動指導

運動指導担当者
運動実践担当者

運動指導プログラム作成

運動実践のための指導

保健指導

産業保健指導担当者

勤務形態や生活習慣に配慮した健康的な生活指導・教育
・睡眠
・喫煙
・飲酒
・口腔保健
・その他

メンタルヘルスケア

心理相談担当者

メンタルヘルスケアの実施
・ストレスに対する気づきの援助
・リラクゼーションの指導
・良好な職場の雰囲気づくり
(相談しやすい環境等)

栄養指導

産業栄養指導担当者

食習慣、食行動の評価とその改善の指導

評価・改善

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」 主な改正ポイント

【令和2年3月の改正ポイント】

- **健康保持増進措置の視点の労働者「個人」から「集団」への強化**
 - 従来より幅広い労働者の健康保持増進の促進
 - ポピュレーションアプローチ
- **事業場の特性に合った健康保持増進措置への見直し**
 - 事業場の規模や業務内容、労働者の年齢構成などの特性に応じて措置内容を柔軟化
- **措置の内容を規定する指針から、取組方法を規定する指針へ**
 - PDCAサイクルの各段階における取り組むべき項目を明確にし、健康保持増進措置の『進め方』を規定

【令和3年2月の改正ポイント】

- **医療保険者と連携した健康保持増進対策 ～コラボヘルスの推進～**
 - 定期健診の結果を提供し、連携して取組に活用

事業場における労働者の健康保持増進のための指針～健康保持増進対策の進め方～

推進に当たっての留意点

労働者「個人」と「集団」への措置を効果的に組み合わせ

健康増進無関心層への取組や事業場の文化・風土醸成

労働者の高齢化を見据えた若年期からの運動の習慣化等

※ 中長期的視点に立って、継続的・計画的に推進

※ 各事業場の実態に即した適切な体制・内容で実施

① 健康保持増進方針の表明

② 推進体制の確立

- ◆ 事業場内の推進スタッフ
- ◆ 事業場外資源
- ・ 産業保健スタッフ
- ・ 人事労務管理スタッフ等
- ・ 健康保持増進に関する支援を行う機関
- ・ 医療保険者
- ・ 地域資源
 - …地域の医師会、歯科医師会、地方公共団体等
- ・ 産業保健総合支援センター

③ 課題の把握

④ 健康保持増進目標の設定

- ◆ 把握した課題や過去の目標の達成状況を踏まえて設定

⑤ 健康保持増進措置の決定

- ◆ 方針、課題、目標、事業場の実情を踏まえ 決定

⑧ 実施結果の評価

- ◆ 実施結果等を評価し、新たな目標や措置等に反映

⑦ 健康保持増進計画の実施

- ◆ 計画に沿って、措置を実施

- ① 労働者の健康状態の把握
 - ・ 健康診断、健康測定（生活状況調査・医学的検査等）等
- ② 健康指導等の実施
 - ・ ①を踏まえた、運動指導、メンタルヘルスケア、栄養指導、口腔保健指導、保健指導等
 - ・ その他、健康教育、健康相談、健康保持増進に関する啓発活動や環境づくり

⑥ 健康保持増進計画の作成

- ◆ 措置の内容・実施時期、計画の期間、実施状況の評価・計画の見直し等に関する事項を含む計画を作成

「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」

～事業場における労働者の健康保持増進のための指針～

職場における心とからだの 健康づくりのための手引き

～事業場における労働者の
健康保持増進のための指針～

2021年3月



TOTAL HEALTH PROMOTION PLAN

- 事業場がT H P 指針に基づく健康保持増進対策に取り組む際の参考となるよう、積極的に取り組む事業場の事例の収集・調査を行い、ポイントやノウハウを、手引きとしてとりまとめたもの。

(厚生労働省H P) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055195_00012.html

<構成>

I. T H P 指針の解説

1. 趣旨
2. 健康保持増進対策の基本的考え方
3. 健康保持増進対策の推進に当たっての基本事項
4. 健康保持増進対策の推進に当たって事業場ごとに定める事項
5. 健康保持増進対策の推進における留意事項

II. T H P 指針に沿った事業場の取組事例

1. 出前教室を活用した労働者の健康づくり
2. 事業者のリーダーシップで健康づくりに取り組む風土醸成
3. メンタルヘルス対策からはじめる労働者の健康意識改革
4. スポーツクラブを活用した運動意識の向上
5. 高齢の労働者が健康で働き続けるための体力年齢測定
6. 定期的な歯科健診を通じた歯と口の健康づくり
7. 健康保険組合との二人三脚による職場環境改善・喫煙対策

「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」

～事業場における労働者の健康保持増進のための指針～

(1) 健康保持増進対策の基本的考え方 (手引き1の2③)

③ 労働者の高齢化を見据えた取組

労働者が高齢期を迎えても働き続けるためには、心身ともに健康が維持されていることが必要です。50歳代後半になると、若年時に比べ、平衡機能、薄明順応、視力、聴力、伸脚力、瞬発反応、運動調整能などに大きな低下がみられると言われています。高齢期におけるロコモティブシンドローム^{※3}やフレイル^{※4}、サルコペニア^{※5}を予防するためには、若年期から運動やスポーツを通じて、筋肉量や持久力などを維持することが有効です。

また、全身のフレイルや身体能力の低下に先だってオーラルフレイル^{※6}が生じることや、中年期から噛みしめる行為が難しくなる人が増加するため、若年期から歯・口腔の健康を維持することも重要です。

つまり、高齢期の健康悪化を防ぎ、心身ともに健康で働くためには、中長期的・予防的な観点から健康保持増進に取り組むことが有効となります。若年期から労働者が健康保持増進のための行動を習慣化できるよう、数値や指標などを活用して身体の状態を「見える化」し、労働者自身の「自覚」を促し、健康保持増進に自発的に取り組んでもらえるような取組を行いましょう。



【コラム3】ロコモティブシンドロームの予防のための運動(9ページ)



【実践例】歯科健診費用の補助～健康保険組合と連携して～(9ページ)

「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」

～事業場における労働者の健康保持増進のための指針～

(2) 健康保持増進対策の推進に当たって事業場ごとに定める事項（体制の確立）

(手引き1の4(1))

- 健康保持増進措置の実施体制や措置内容は、事業場の実態に応じて柔軟に決定できる
- 実施体制は、
「①事業場内の推進スタッフ」
を基本とし、取組内容に応じて
「②事業場外資源」
を組み合わせる構築
- 連携可能な事業場外資源として
 - 地域の歯科医師会
 - 地方公共団体等を例示

連携可能な事業場外資源の例

機関名	受けられるサービス
労働衛生機関	労働安全衛生法に基づく健康診断、保健指導、産業医による職場改善指導などを受けられる。
中央労働災害防止協会	高齢者の健康確保や転倒防止などのセミナー、心理相談担当者（THP 指導者）などの養成研修のほか、職場の健康管理の最新の知見や技術習得のための研修を受けられる。また、社内研修のための講師派遣も受けられる。
スポーツクラブなど	サービスとして提供している運動施設、運動プログラムなどを活用することで、労働者の運動・スポーツを通じた健康づくりに活用できる。
医療保険者	医療保険者（健康保険組合、全国健康保険協会（協会けんぽ）など）が保有する特定健診や受診状況などのデータを活用することで、効率的に労働者の健康課題を把握することができる。産業保健スタッフの派遣や健康づくりイベントの開催などを実施している場合もある。
地域の医師会、 <u>歯科医師会</u>	地域の専門医を紹介してもらい、労働者の健康課題や健康保持増進対策について専門的な視点から助言・支援を受けられる。
<u>地方公共団体、保健所</u>	健康関係のセミナーや運動・スポーツを通じた住民の健康づくりなどを実施しており、これを活用できる。
産業保健総合支援センター、 地域産業保健センター	専門スタッフによる産業保健に関する相談支援のほか、産業保健関係者を対象とした研修の受講や講師の派遣を受けられる。

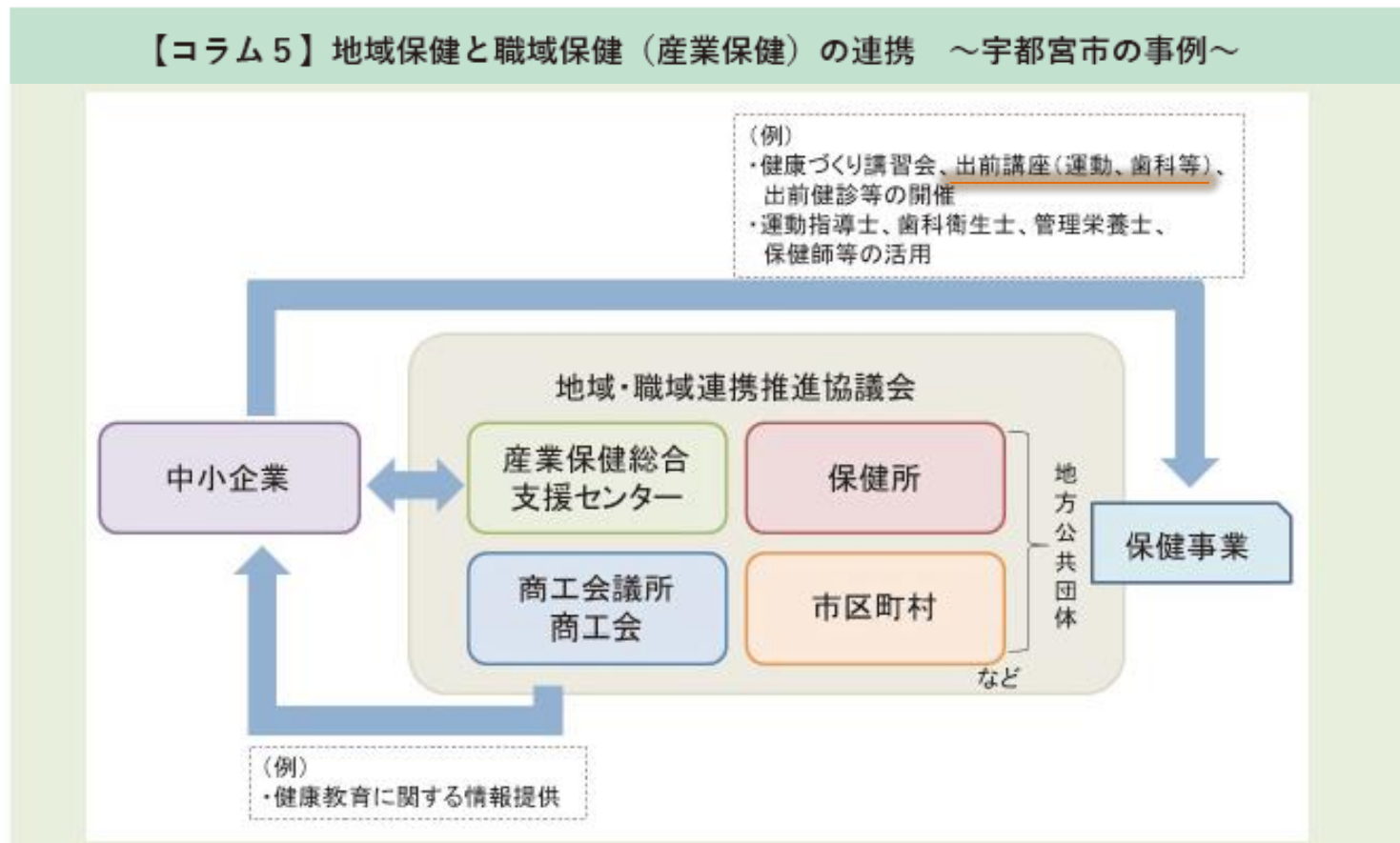
「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」

～事業場における労働者の健康保持増進のための指針～

(3) 地域保健と職域保健が連携している事例の紹介（手引きⅠのコラム5より）

- 地域保健と職域保健の連携は、各地域の「地域・職域連携推進協議会」等を通じて行われている。
- 例えば、宇都宮市の「地域・職域連携推進協議会」では、事業場アンケート調査等を踏まえ、歯科等に関する出前教室を実施。

【コラム5】 地域保健と職域保健（産業保健）の連携 ～宇都宮市の事例～



産業保健総合支援センターの事業概要

実施主体：独立行政法人労働者健康安全機構（産業保健活動総合支援事業費補助金）

事業目的：中小企業等における産業保健活動の取組に対する支援
（メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援等）

支援内容：①事業者、産業医等に対する研修の実施、相談対応
②小規模事業場に対する産業保健サービスの提供、助成金等

産業保健総合支援センター

※47都道府県に設置

- 産業保健の専門家を配置し、以下の支援を実施
 - 事業者、人事労務担当者、産業医等の産業保健スタッフに対する専門的研修
 - 事業場への訪問支援（実地相談、健康教育等）
 - 関係者からの相談対応

地域窓口

※産保センターの下、監督署単位（全国350か所）に設置

支援対象：産業医の選任義務のない小規模事業場（労働者数50人未満）

- 産業医、保健師を配置し、事業場への訪問支援を実施
 - 長時間労働者、高ストレス者の面接指導
 - 健康診断後の意見聴取
 - 健康相談 等

助成金

- 上記支援とあわせて、事業者の自主的な産業保健活動の取組に対して費用を助成
 - ストレスチェック・メンタルヘルス対策
 - 小規模事業場における産業医の選任 等



「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」

～事業場における労働者の健康保持増進のための指針～

(4) 事業場における取組事例の紹介

● 地域の歯科医師会を通じた「出前教室」の開催事例

令和2年度に
始めた取組

歯科衛生に関する出前教室

- 県の歯科医師会からの歯科医師・歯科衛生士派遣により、歯と口の健康づくりのための出前教室を開催
- 出前教室では、全労働者を対象に、歯科口腔衛生に関する研修と口腔機能検査体験を実施
- セルフケアの方法を体験しながら理解
- 17人の参加があり、目標（参加率60%）を達成した。かかりつけ歯科医を持つようになったという声もあった



4. 取組の実施

① 歯科健診の実施

● 歯科健診を年度内に2回実施

- 労働者が多い事業場（100人以上）

1回目の歯科健診（6～8月）：

歯科健診委託事業者による事業場内での集団歯科健診

2回目の歯科健診（12～3月）：

近隣の歯科医院（※）での個別歯科健診

- 労働者が少ない事業場（100人未満）

1回目の歯科健診：近隣の歯科医院での個別歯科健診

2回目の歯科健診（12～3月）：近隣の歯科医院（※）での個別歯科健診

※労働者が各自で希望する歯科医院を選択

- 1回目は企業が全額補助（個別歯科健診は上限あり）。2回目は健康保険組合が一部費用を補助

② 管理用アプリによる健診状況のフォロー・学習支援

- 健診状況のフォロー

自社で開発した管理用アプリを活用して、治療の要否の見える化や治療証明の登録、再健診の受診管理を実施。このほか、アプリでは、社内歯科健診受診の申請、口臭チェック管理・治療管理、2回目の外部歯科健診受診管理・補助申請などが可能

- 口腔保健に関する知識向上に向けた学習支援

上記アプリを活用して、「歯が及ぼす健康へのリスク」についての学習と理解度テストを実施。全労働者を対象に、歯科衛生士による磨き方のセミナー動画受講と理解度テストを行うことで、口腔保健に関する知識・理解を向上



「アプリによる歯科医院の検索」

- 歯科健診を年2回実施し、医療保険者（健康保険組合）と連携して、歯科健診費用の補助を行っている事例

まとめ

事業場における労働者の健康保持増進のための指針について

- THP指針では、事業場における労働者の健康保持増進対策の一つとして、歯科口腔保健を挙げている。
- 歯科口腔保健等の健康保持増進措置の実施に当たっては、各事業場の実態に即して、地方公共団体や地域歯科医師会のサービスを活用することを提案している。
- 各自治体において、事業場における歯科口腔保健の推進のための施策を検討する際に手引きの活用が期待される。
- 本指針を踏まえ令和3年度から職域における歯科口腔保健対策を推進するための調査研究を開始している。

(参考) 令和3年度厚生労働科学研究費補助金

「職域における歯科口腔保健対策を推進するための調査研究」研究期間3年

1. 労働衛生の現状
2. 働き方改革関連法の概要
3. 治療と仕事の両立支援
4. 第13次労働災害防止計画
5. メンタルヘルス対策
6. 事業場における歯科口腔保健等の取り組みについて（THP指針改正、改正安衛則について）
7. 熱中症対策
8. 腰痛予防対策
9. 新型コロナウイルス感染症への対応
10. 電離放射線障害防止規則・テレワークガイドラインの改正
11. 産業医の一部職務のオンラインでの実施
12. 粉じん障害防止対策

改正労働安全衛生規則の概要

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第3項において、事業者は、有害な業務（※）に従事する労働者に対し、歯科医師による健康診断（以下「歯科健康診断」という。）を行わなければならないとしており、その具体的内容について労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第48条で定めている。
- (※) 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条第3項において、「塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、^{ふつ}弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを^{ふつ}発散する場所における業務」と規定されている。
- また、安衛則第52条の規定により、常時50人以上の労働者を使用する事業者は、歯科健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととなっていた。
- 今般、歯科健康診断の実施状況について、令和元年度に一部地域で実施した自主点検の結果により、常時使用する労働者が50人未満の事業場においては、歯科健康診断の実施率が非常に低いことが判明した。
- また、同じく有害業務に従事する労働者に対する健康診断として特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）や有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）等において規定されている健康診断（以下「特殊健康診断」という。）においては、事業場の人数にかかわらず、全ての事業者に対して、当該健康診断の実施について報告義務が課されている。
- そこで、他の特殊健康診断と同様に歯科健康診断の報告義務についても、実施状況を正確に把握し、その実施率の向上を図るため、事業場の人数にかかわらず、実施報告の義務付けを行うこととし、安衛則第52条等について所要の改正を行ったものである。

改正労働安全衛生規則の概要

2. 改正の内容

- 歯科健康診断を実施する義務のある事業者について、使用する労働者の人数にかかわらず、安衛則第48条の歯科健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、歯科健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出することとした。
- 加えて、現行の定期健康診断結果報告書（安衛則様式第6号）から、歯科健康診断に係る記載欄を削除することとし、歯科健康診断に係る報告書として、「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第6号の2）」を新たに作成した。報告事項は様式第6号により報告を求めていた事項に加え、法定の歯科健康診断対象労働者が従事する有害な業務内容を把握するため、様式第6号の2には、様式第6号には記載欄がなかった歯科健康診断に係る有害な業務の内容等の記載欄を追加することとした。
- その他所要の改正を行った。

3. 公布及び施行時期

- 公布：令和4年4月28日
- 施行：令和4年10月1日

4. 参照条文（労働安全衛生規則（抄）（改正前））

（歯科医師による健康診断）

第四十八条 事業者は、令第二十二條第三項の業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び当該業務についた後六月以内ごとに一回、定期的に、歯科医師による健康診断を行なわなければならない。

（健康診断結果報告）

第五十二条 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、第四十四条、第四十五条又は第四十八条の健康診断（定期のものに限る。）を行なつたときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書（様式第六号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(参考)様式第6号の2 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書

(表面)

様式第6号の2 (第52条関係) (表面)

有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書

□□□□ □□□□□□□□

労働保険番号 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	在籍労働者数 □□□□□□□□人
対象年 9:令和 → □□年 □月 □日 (月～月分)(報告 回目)	健診年月日 9:令和 → □□年 □月 □日
事業の種類 □□□□□□□□	事業場の名称 □□□□□□□□□□□□□□□□
事業場の所在地 〒□□□□□□ □□□□□□□□□□	電話 () □□□□□□□□
健康診断実施機関の名称 □□□□□□□□□□□□□□□□	
健康診断実施機関の所在地 □□□□□□□□□□□□□□□□	


取扱有害物質・業務内容	物質
項目	業務内容
労働安全衛生法施行令第22条第3項に掲げる業務に従事する労働者数	□□□□□□□□人 □□□□□□□□
受診労働者数	□□□□□□□□人 □□□□□□□□
所見のあつた者の人数	□□□□□□□□人 □□□□□□□□

折り曲げる場合はこの所を沿って折り曲げてください

産業医 氏名 □□□□□□□□□□□□□□□□	所属機関の名称及び所在地 □□□□□□□□□□□□□□□□
-------------------------------	----------------------------------

年 月 日 事業責任者氏名
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ □□□□□□□□□□

労働基準監督署長印



(裏面)

様式第6号の2 (第52条関係) (裏面)

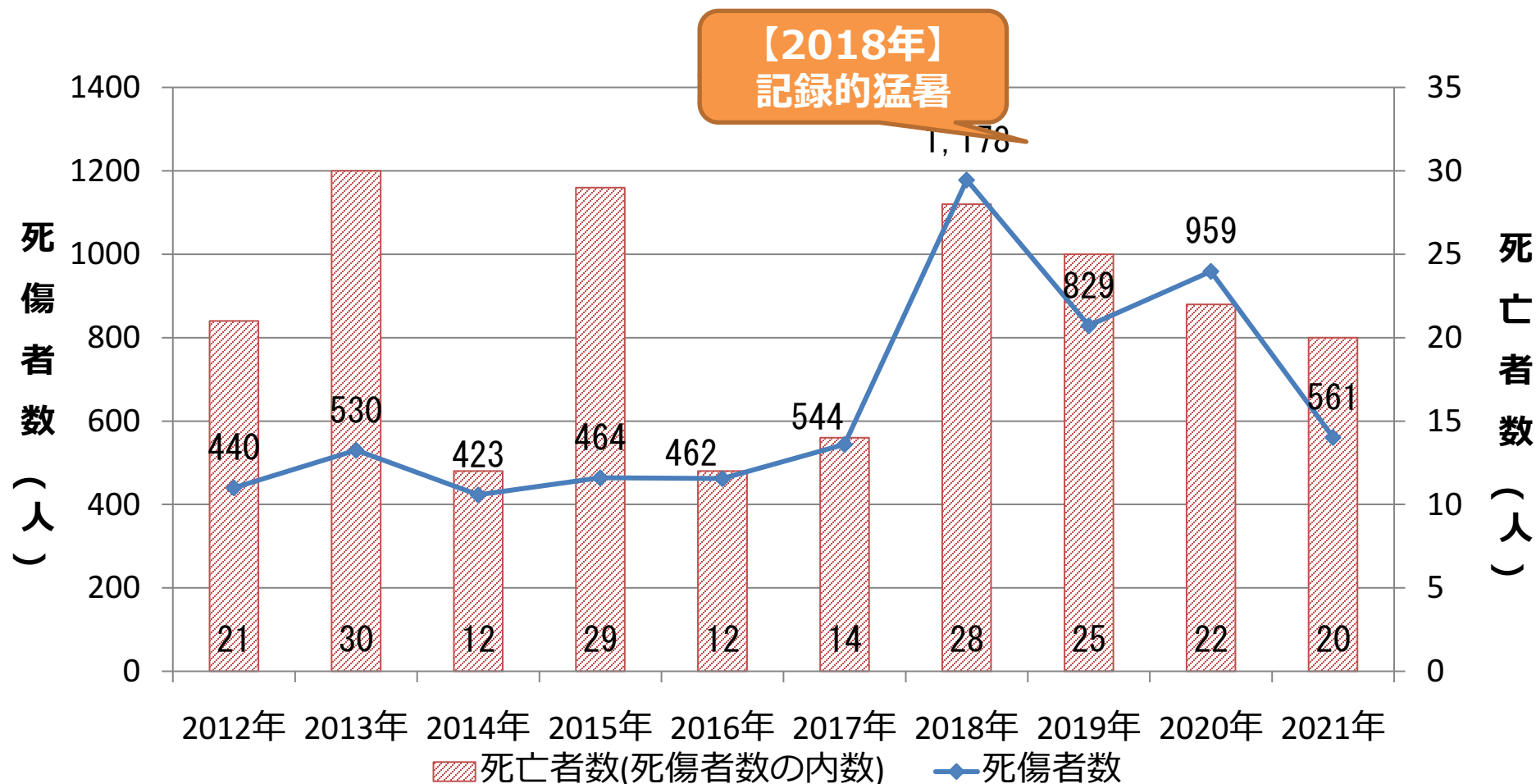
備考

- 1 □□□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置(O C I R)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 2 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままとする。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記入すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の(月～月分)にその期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の(報告 回目)は、当該年の何回目の報告かを記入すること。
- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称」及び「健康診断実施機関の所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々について記入すること。
- 9 「取扱有害物質・業務内容」の「物質」欄は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、亜硝酸、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のうち、事業場においてガス、蒸気又は粉じんとして発散されているものを、「業務内容」欄は、当該物質が発散されている場所における具体的な業務内容を記入すること。
- 10 「在籍労働者数」、「労働安全衛生法施行令第22条第3項に掲げる業務に従事する労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。なお、この場合の「在籍労働者数」は、常時使用する労働者数を記入すること。

1. 労働衛生の現状
2. 働き方改革関連法の概要
3. 治療と仕事の両立支援
4. 第13次労働災害防止計画
5. メンタルヘルス対策
6. 事業場における歯科口腔保健等の取り組みについて（THP指針改正、歯科健診の実施について）
7. 熱中症対策
8. 腰痛予防対策
9. 新型コロナウイルス感染症への対応
10. 電離放射線障害防止規則・テレワークガイドラインの改正
11. 産業医の一部職務のオンラインでの実施
12. 粉じん障害防止対策

職場における熱中症による死傷者数の推移（過去10年）

熱中症の死亡・死傷者数は依然として高止まりである



熱中症の基本対策

R3.4.20付け基発0420第3号「職場における熱中症予防基本対策要綱」より

1 作業環境管理

① WBGT値（暑さ指数）の測定

- ・ 作業場所のWBGTを測定、予測値なども積極的活用

② WBGT値が基準値を超える作業での環境整備

- ・ 屋根、休憩場所、通風・冷房設備、水分・塩分の補給設備を



2 作業管理

- ・ 休憩時間、連続作業時間の短縮、計画的な熱への順化、定期的に水分・塩分摂取すること、巡視、必要時の作業中断 など

3 健康管理

- ・ 基礎疾患などを考慮した就業上の配慮、日常の健康管理指導、作業開始前の健康状態（睡眠不足や前日の飲酒など）の確認

令和4年度「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」

STOP! 熱中症 令和4年5月～9月 クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!



労働災害防止キャラクター ムービー ウツロ

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）	
<input type="checkbox"/>	WBGT値の把握の準備 JIS規格「JIS B 7922」に適合した WBGT指数計 を準備しましょう。
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定など WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。
<input type="checkbox"/>	設備対策・休憩場所の確保の検討 簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法 を検討しましょう。また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。
<input type="checkbox"/>	服装などの検討 通気性の良い 作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施 熱中症の防止対策について、 教育 を行きましょう。
<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立 衛生管理者などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。
<input type="checkbox"/>	発症時・緊急時の措置の確認と周知 体調不良時の休憩場所や状態の把握、悪化時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1	□WBGT値の把握
	JIS規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。
STEP 2	準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。
<input type="checkbox"/>	WBGT値を下げるための設備、休憩場所の設置 準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。休憩場所には水、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。
<input type="checkbox"/>	通気性の良い服装等 WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮 WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。
<input type="checkbox"/>	暑熱順化 暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣ら しましょう。特に、 入職直後や夏季休暇明けの方は注意が必要 です！
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取 のどが潤いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。
<input type="checkbox"/>	ブレイクリング 休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など 前日はお酒の飲みすぎず、よく休みましょう。また、当日は朝食をしっかり取るようにしましょう。熱中症の具体的な症状について理解し、熱中症に早く気付くことができるようにしましょう。
<input type="checkbox"/>	作業中の作業者の健康状態の確認 管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの作業員に気を配りましょう。

STEP 3	熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。
<input type="checkbox"/>	WBGT値の 低減対策 は実施されているか
<input type="checkbox"/>	WBGT値に応じた 作業計画 となっているか
<input type="checkbox"/>	各作業者の 体調 や 暑熱順化 の状況に問題はないか
<input type="checkbox"/>	各作業者は 水分 や 塩分 をきちんと取っているか
<input type="checkbox"/>	作業の 中止 や 中断 をさせなくてよいか

□異常時の措置
 ～少しでも異常を感じたら～
 ・いったん作業を離れ、休憩する
 ・病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
 ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）

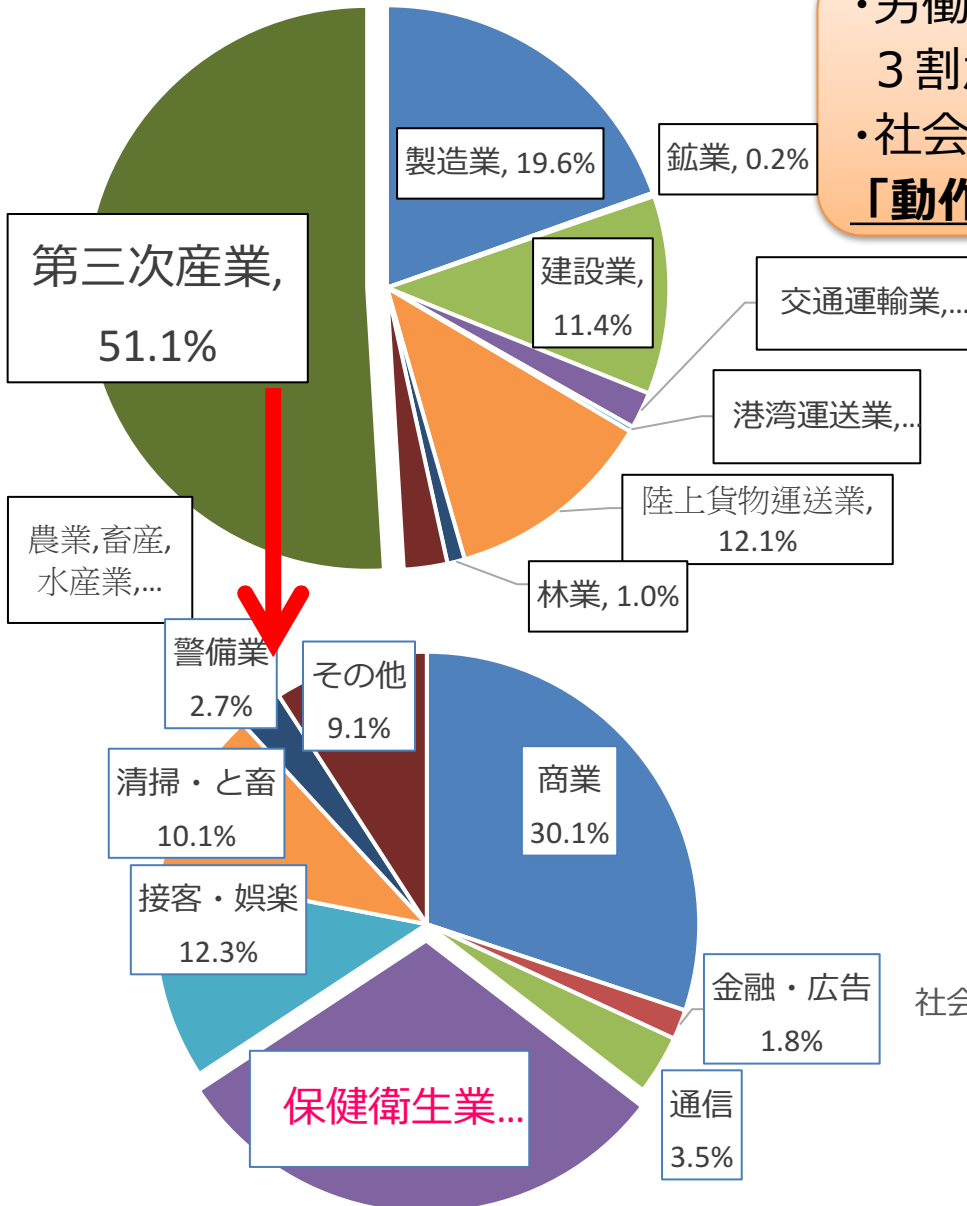
- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行きましょう。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょ。
- 休憩中の状態の変化にも注意し、少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送しましょう。



1. 労働衛生の現状
2. 働き方改革関連法の概要
3. 治療と仕事の両立支援
4. 第13次労働災害防止計画
5. メンタルヘルス対策
6. 事業場における歯科口腔保健等の取り組みについて（THP指針改正、歯科健診の実施について）
7. 熱中症対策
8. 腰痛予防対策
9. 新型コロナウイルス感染症への対応
10. 電離放射線障害防止規則・テレワークガイドラインの改正
11. 産業医の一部職務のオンラインでの実施
12. 粉じん障害防止対策

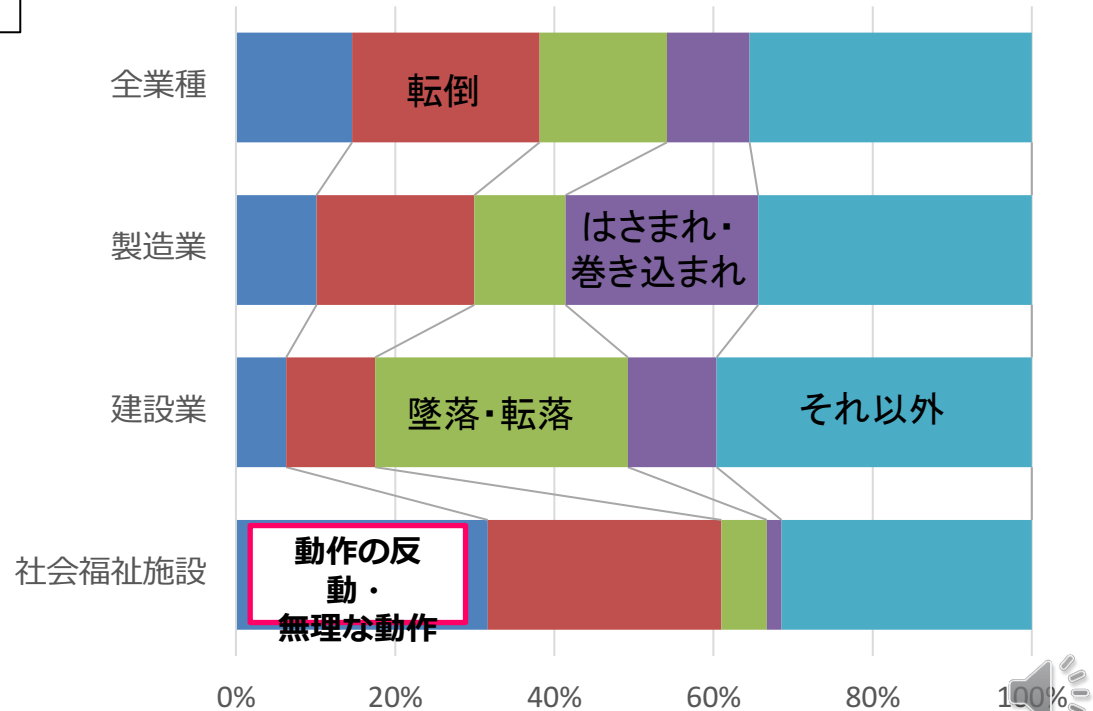
業種別 労働災害の内訳

業種別労働災害発生状況



- ・労働災害の5割以上を第三次産業が占め、そのうち3割が社会福祉施設を含む「保健衛生業」で発生
- ・社会福祉施設では、**3割以上が腰痛を含む「動作の反動・無理な動作」**により被災

業種別 事故の型別 労働災害発生状況



職場における腰痛予防対策指針について

(H25年6月改訂)

改訂指針

1. 一般的な腰痛予防対策の総論

- 作業管理
- 作業環境管理
- 健康管理
- 労働衛生教育
- リスクアセスメント等

2. 作業態様別の対策

- 重量物取扱い作業
- 立ち作業
- 座り作業
- **福祉・医療分野における介護・看護作業**
- 車両運転等の作業

移動リフトを使用
しての移乗方法



スライディング
ボードを利用し体
を滑らせての移乗
方法



■介護・看護作業における作業姿勢・動作の見直し

- リフト等を積極的に使用することとし、原則として人力による人の抱上げは行わせないこと。
- 座位保持できる場合にはスライディングボード等の使用、立位保持できる場合にはスタンディングマシーン等の使用を含めて検討し、被介護者に適した方法で移乗介助を行わせること。

■作業の実施体制

- 福祉用具の使用が困難で、被介護者を人力で抱え上げざるを得ない場合は、できるだけ適切な姿勢にて身長差の少ない2名以上で作業すること。

1. 労働衛生の現状
2. 働き方改革関連法の概要
3. 治療と仕事の両立支援
4. 第13次労働災害防止計画
5. メンタルヘルス対策
6. 事業場における歯科口腔保健等の取り組みについて（THP指針改正、歯科健診の実施について）
7. 熱中症対策
8. 腰痛予防対策
9. 新型コロナウイルス感染症への対応
10. 電離放射線障害防止規則・テレワークガイドラインの改正
11. 産業医の一部職務のオンラインでの実施
12. 粉じん障害防止対策

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る取組について

1 労使関係団体に対する要請

職場で働く方々の感染予防・健康管理の徹底が図られるよう、本省及び労働局等において、労使関係団体に協力依頼を実施。

2 「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」の設置

都道府県労働局（47箇所）に相談コーナーを設置し、職場における感染防止対策などに関する事業主、労働者からの相談等に対応。

3 個別事業場における感染防止対策の取組状況の確認及び指導

労働局、監督署が実施する業務において、個別事業場と接する機会を活用し、「職場の感染防止5箇条」を用いて取組状況を確認するとともに、取組が不十分な場合には、実践例を盛り込んだリーフレットやチェックリストを活用し、職場における感染防止対策の改善について支援・指導を行う。

【個別事業場と接する機会の例】

- 労働局幹部による事業場訪問
- 労働局・監督署職員による事業場訪問や労働関係法令の説明
- 法令に基づく各種手続きのための監督署への来署



協力依頼内容のポイント

① 職場における感染予防対策の徹底

- 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の活用
- 「事業場において特に留意すべき事項『取組の5つのポイント』」の実施
- 「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」の活用（都道府県労働局に設置）

② 外国人労働者への対応

- 10言語に翻訳した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」の活用

③ 配慮が必要な労働者等への対応

- 高齢者や基礎疾患を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者等へのテレワークや時差出勤などの感染予防のための就業上の配慮 等

④ 陽性者等が発生した場合の対応

- 新型コロナウイルスの陽性者等の発生に備えた職場における対応ルールの作成

「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時 屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくともマスクの着用を求めている。	はい・いいえ

- 労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを管理監督者に教育。
 - 職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知。
 - 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を周知し、インストールを労働者に勧奨。
- 等

厚生労働省HPより
ダウンロード可能



多言語翻訳版も
公表中



「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」 の設置について

事業者の皆さま、労働者の皆さまへ

「職場における新型コロナウイルス感染 拡大防止対策相談コーナー」を 全国の都道府県労働局に設置しました

～職場の感染防止対策を徹底しましょう～

厚生労働省では、都道府県労働局（47箇所）に「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を設置しました。

職場における新型コロナウイルス感染症対策に関する事業主と労働者の皆さまからのご相談などに対応いたします。


職場における感染防止対策について、
ご質問やご不明な点などがありましたら、
最寄りの都道府県労働局の相談
コーナーにご相談ください。

**受付
時間** 平日（月～金曜日）
午前 8:30～午後 5:15



北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
 <学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター> 0120-60-3999

 厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

R3.2

●相談コーナーにおける相談事例

「取組の5つのポイント」を用いて取組状況を確認した結果、感染リスクが高まる「5つの場面」での取組が十分でないことを確認、リーフレットに掲載された「実践例」を用いて取組強化を指導



来署者に対し、取組状況の確認や指導を行う様子

「喫煙所」における感染防止対策（密にならないよう人数制限を設ける等）の実施を検討することとなった。



個別事業場における感染防止対策の取組状況の確認及び指導

事業者の皆さま、労働者の皆さまへ

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーティションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

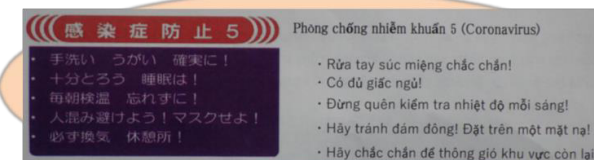
複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）



- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

○働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を行うとともに、メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関する相談窓口を設置。
【アクセス件数実績(令和2年度)： 約780万件】

職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供

- メンタルヘルスに関する基礎知識
- 事業場の取組事例
- 専門の相談機関や医療機関
- 各種支援・助成制度
- 統計情報
- 関係行政機関の情報 等



メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関するメール相談・電話相談・SNS相談窓口の設置

労働者やその家族からのメンタルヘルス不調やストレスチェック後のセルフケアなどに関する相談、事業者や産業保健スタッフ等からのメンタルヘルス・過重労働対策などに関する相談に応じる、メール相談・電話相談・SNS相談窓口を設置。

「こころの耳メール相談」(平成26年7月～)

- 相談実績 (令和2年度) : 6,199件

「こころの耳電話相談」(平成27年9月～)

※平成28年度に「こころほっとライン」から改称

- 専用ダイヤル : 0120-565-455
- 受付日時 : 月・火/17:00~22:00、土・日/10:00~16:00 (祝日、年末年始を除く)

- 相談実績(令和2年度) : 12,068件

「こころの耳SNS相談」(令和2年6月～令和3年3月)

- 受付日時 : 月・火/17:00~22:00、土・日/10:00~16:00 (祝日、年末年始を除く)
- 相談実績(令和2年度) : 8,024件

The screenshot shows the homepage of the Kokoro no Mimi portal. At the top, there is a search bar and navigation tabs for '初めの方へ' (For beginners), '働く方へ' (For workers), 'ご家族の方へ' (For families), '事業者・上司・同僚の方へ' (For employers/supervisors/colleagues), and '支援する方へ' (For supporters). Below this, there are several featured content boxes: 'ストレスチェック後のセルフケア' (Self-care after stress check), 'いつものセルフケア・相談' (Regular self-care and consultation), and 'ストレスチェック制度への対応' (Response to stress check system). There are also sections for 'よく見られているコンテンツ' (Popular content), 'e-ラーニング' (E-learning), and '相談する' (Consultation), '知る・調べる' (Learn/Find out), and '学ぶ・実践する' (Learn/Practice).

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



1. 労働衛生の現状
2. 働き方改革関連法の概要
3. 治療と仕事の両立支援
4. 第13次労働災害防止計画
5. メンタルヘルス対策
6. 事業場における歯科口腔保健等の取り組みについて（THP指針改正、歯科健診の実施について）
7. 熱中症対策
8. 腰痛予防対策
9. 新型コロナウイルス感染症への対応
10. 電離放射線障害防止規則・テレワークガイドラインの改正
11. 産業医の一部職務のオンラインでの実施
12. 粉じん障害防止対策

電離放射線障害防止規則改正のポイント

背景

- **国際放射線防護委員会（ICRP）**が2011年に計画被ばく状況における**職業被ばく**に関する**眼の水晶体の等価線量限度**について勧告（ソウル声明）
- 放射線審議会の審議の結果、平成30(2018)年3月に、放射線審議会から関係行政機関の長宛てに規制への取り入れについて意見具申が出された。

電離放射線障害防止規則の改正（令和3年4月1日施行）

主な内容

- ▶放射線業務従事者の**眼の水晶体**に受ける**等価線量の限度の引き下げ**（電離則第5条）

事業者は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量が、

5年間につき**100mSv**および**1年間**につき**50mSv**を超えないようにしなければなりません。

- ▶このほか、**線量の測定・算定方法の一部変更、算定・記録・保存期間の追加、電離放射線健康診断報告書様式の項目の一部変更**が行われています。

テレワークガイドラインの改正について①

ポストコロナ・ウィズコロナにおける「新しい生活様式」への対応、働き方改革の推進の観点から、事業者が適切な労務管理を行い、労働者が安心して働ける良質なテレワークの推進を図るため、テレワークガイドライン（平成30年2月策定）を改定。

ガイドラインのポイント① メンタルヘルス対策

自宅等におけるテレワークでは、

- ・ 労働者が上司等とコミュニケーションを取りにくい、
- ・ 上司等が労働者の心身の変調に気づきにくい、

という状況となる場合が多く存在する。

事業者は、

「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト（事業者用）」

を活用する等により、健康相談体制の整備や

コミュニケーションの活性化のための措置を実施することが望ましい。

＜事業者用チェックリスト(抜粋)＞

テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】

- 1 このチェックリストは、労働者にテレワークを実施させる事業者が安全衛生上、留意すべき事項を確認する際に活用いただくことを目的としています。
- 2 労働者が安全かつ健康にテレワークを実施する上で重要な事項ですので、全ての項目に☑が付くように努めてください。
- 3 「法定事項」の欄に「◎」が付されている項目については、労働安全衛生関係法令上、事業者に実施が義務付けられている事項ですので、不十分な点があれば改善を図ってください。
- 4 適切な取組が継続的に実施されるよう、このチェックリストを用いた確認を定期的（半年に1回程度）に実施し、その結果を衛生委員会等に報告してください。

すべての項目について確認し、当てはまるものに☑を付けてください。

項	目	法定事項
---	---	------

1 安全衛生管理体制について

(2) 健康相談体制の整備

- 健康相談を行うことができる体制を整備し、相談窓口や担当者の連絡先を労働者に周知しているか。
- 健康相談の体制整備については、オンラインなどテレワーク中の労働者が相談しやすい方法で行うことができるよう配慮しているか。
- 上司等が労働者の心身の状況やその変化を的確に把握できるような取組を行っているか（定期的なオンライン面談、会話を伴う方法による日常的な業務指示等）

5 メンタルヘルス対策 ※項目1(2)及び6(1)もメンタルヘルス対策の一環として取り組んでください。

(1) ストレスチェック

- ストレスチェックを定期的実施し、結果を労働者に通知しているか。また、希望者の申し出があった場合に面接指導を実施しているか。（労働者数50人未満の場合は努力義務）
※面接指導をオンラインで実施する場合には、4（2）4ポツ目についても確認。
- テレワーク中の労働者が時期を逸することなく、ストレスチェックや面接指導を受けることができるよう、配慮しているか。（メールやオンラインによる実施等）
- ストレスチェック結果の集団分析は、テレワークが通常の勤務と異なることに留意した上でやっているか。

(2) 心の健康づくり

- メンタルヘルス指針に基づく計画は、テレワークが通常の勤務とは異なることに留意した上で策定され、当該計画に基づき計画的な取組を実施しているか。

6 その他

(1) コミュニケーションの活性化

- 同僚とのコミュニケーション、日常的な業務相談や業務指導等を円滑に行うための取組がなされているか。（定期的・日常的なオンラインミーティングの実施等）



テレワークガイドラインの改正について②

ガイドラインのポイント② 作業環境の整備

<労働者用チェックリスト(抜粋)>

自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】

- 1 このチェックリストは、自宅等においてテレワークを行う際の作業環境について、テレワークを行う労働者本人が確認する際に活用いただくことを目的としています。
- 2 確認した結果、すべての項目に☑が付くように、不十分な点があれば事業者と話し合って改善を図るなどにより、適切な環境下でテレワークを行うようにしましょう。

すべての項目について【観点】を参考にしながら作業環境を確認し、当てはまるものに☑を付けてください。

1 作業場所やその周辺の状況について

- (1) 作業等を行うのに十分な空間が確保されているか。

【観点】

- ・作業の際に手足を伸ばせる空間があるか。
- ・静的筋緊張や長時間の拘束姿勢、上肢の反復作業などに伴う疲労やストレスの解消のために、体操やストレッチを適切に行うことができる空間があるか。
- ・物が密集している等、窮屈に感じないか。

- (2) 無理のない姿勢で作業ができるように、机、椅子や、ディスプレイ、キーボード、マウス等について適切に配置しているか。

【観点】

- ・眼、肩、腕、腰に負担がかからないような無理のない姿勢で作業を行うことができるか。

- (3) 作業中に転倒することがないよう整理整頓されているか。

【観点】

- ・つまづく恐れのある障害物、畳やカーペットの継ぎ目、電源コード等はないか。
- ・床に書類が散らばっていないか。
- ・作業場所やその周辺について、すべり等の危険のない、安全な状態としているか。

- (4) その他事故を防止するための措置は講じられているか。

【観点】

- ・電気コード、プラグ、コンセント、配電盤は良好な状態にあるか。配線が損傷している箇所はないか。
- ・地震の際などに物の落下や家具の転倒が起こらないよう、必要な措置を講じているか。

自宅等でテレワークを行う場合にも適切な作業環境下にて業務を行うことが重要。

事業者は、

「自宅等においてテレワークを行う作業環境を確認するためのチェックリスト(労働者用)」を活用すること等により、

①作業環境に関する状況の報告を求める

②必要な場合には労使が協力して改善を図ることが重要。

※サテライトオフィス等の活用の検討も有効

ガイドラインのポイント③ 定期的な確認の実施

チェックリストの活用等による確認の頻度については、例えば、

- ・労働者が居住地を変更する等により作業場所が変更となる場合や、
- ・作業環境が大きく変化する場合（季節の変化等も含む）

等には実施することが望ましい。



1. 労働衛生の現状
2. 働き方改革関連法の概要
3. 治療と仕事の両立支援
4. 第13次労働災害防止計画
5. メンタルヘルス対策
6. 事業場における歯科口腔保健等の取り組みについて（THP指針改正、歯科健診の実施について）
7. 熱中症対策
8. 腰痛予防対策
9. 新型コロナウイルス感染症への対応
10. 電離放射線障害防止規則・テレワークガイドラインの改正
11. 産業医の一部職務のオンラインでの実施
12. 粉じん障害防止対策

情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する留意事項について

(令和3年3月31日労働基準局長通達)

背景・基本的な考え方

- 情報通信機器を用いて遠隔で（以下、「オンラインで」という。）産業医の職務を実施することへのニーズは高まっている。
- 産業医の職務には、事業場において実地でなければ実施できない職務がある。
- 産業医の職務の一部をオンラインで実施する場合でも、事業場における労働衛生水準を損なうことがないようにするために留意すべき事項がある。また、その場合は産業医が効果的な活動を行いやすい環境を整備する必要がある。

留意すべき事項

共通事項

- オンラインで実施する職務の範囲や留意事項について、**衛生委員会等での調査審議、労働者への周知**
 - 労働者の健康管理に必要な情報が産業医へ円滑に提供される仕組みの構築
 - 産業医が必要と認める場合には実地で確認することができる仕組みの構築
 - 事業場の周辺の医療機関との連携を図る等の必要な体制の構築
- ※ 事業者は、健康管理等に必要な情報の提供等、産業医が効果的な活動が行えるよう配慮すること

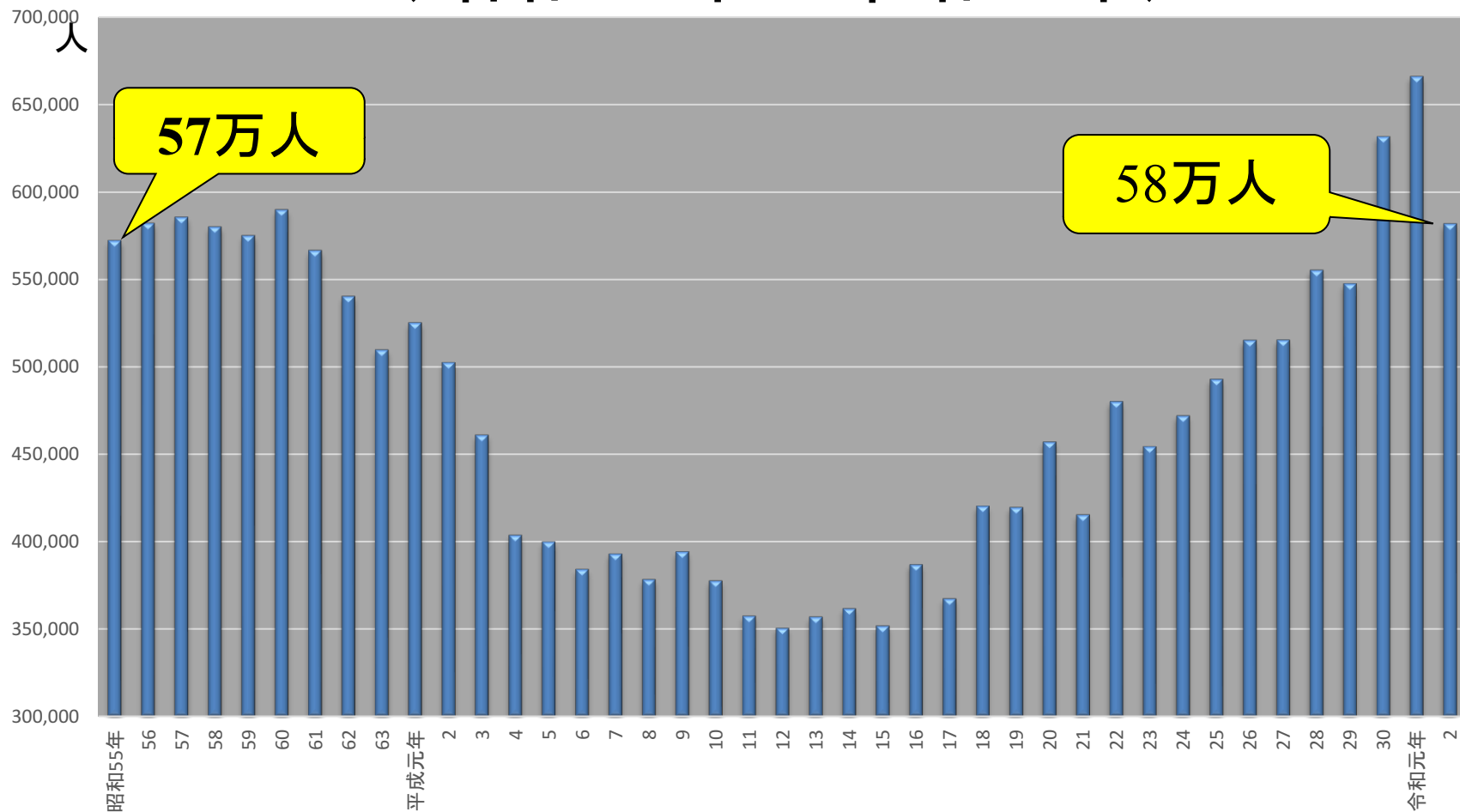
職務ごとに留意すべき事項

- | | |
|--------------------|--|
| ● 医師による面接指導 | ・ オンラインで実施する場合は留意事項を遵守 (R2.11.19 最終改正 労働基準局長通達)
・ 医師が必要と認める場合は 直接対面で実施 |
| ● 作業管理・作業環境管理 | ・ 定期巡視の際に 実地で実施
・ 作業環境・内容の変更時は 実地で確認 |
| ● 衛生教育 | ・ オンラインで実施する場合は留意事項を遵守
(R3.1.25 安全課長・衛生課長・対策課長通達) |
| ● 健康障害の原因調査・再発防止措置 | ・ 原則として 実地で実施 |
| ● 定期巡視 | ・ 実地で実施 |
| ● 安全衛生委員会等への出席 | ・ オンラインで実施する場合は留意事項を遵守 (R2.8.27 労働基準局長通達) |



1. 労働衛生の現状
2. 働き方改革関連法の概要
3. 治療と仕事の両立支援
4. 第13次労働災害防止計画
5. メンタルヘルス対策
6. 事業場における歯科口腔保健等の取り組みについて（THP指針改正、歯科健診の実施について）
7. 熱中症対策
8. 腰痛予防対策
9. 新型コロナウイルス感染症への対応
10. 電離放射線障害防止規則・テレワークガイドラインの改正
11. 産業医の一部職務のオンラインでの実施
12. 粉じん障害防止対策

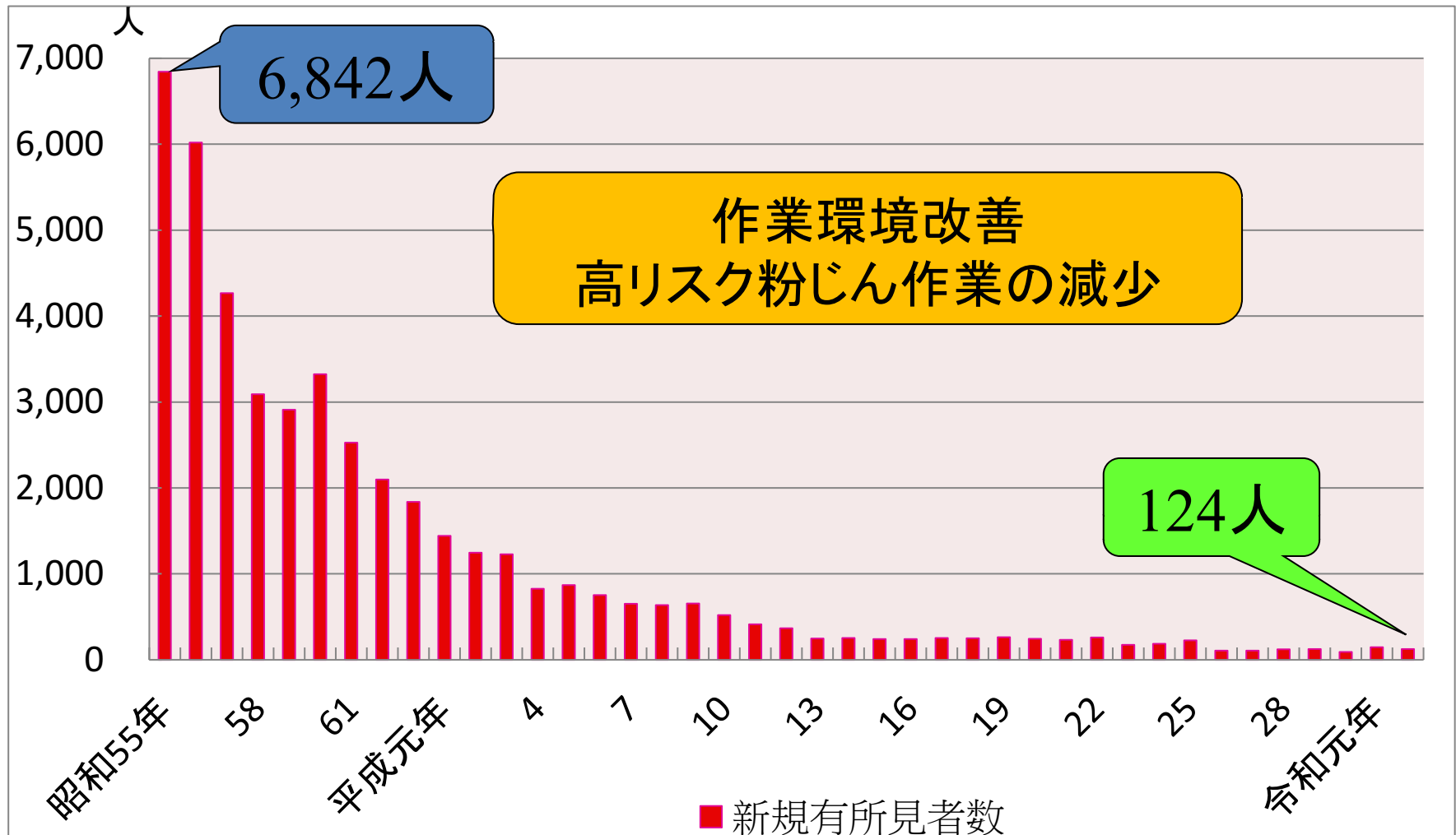
粉じん作業従事労働者数の年次推移 (昭和55年～令和2年)



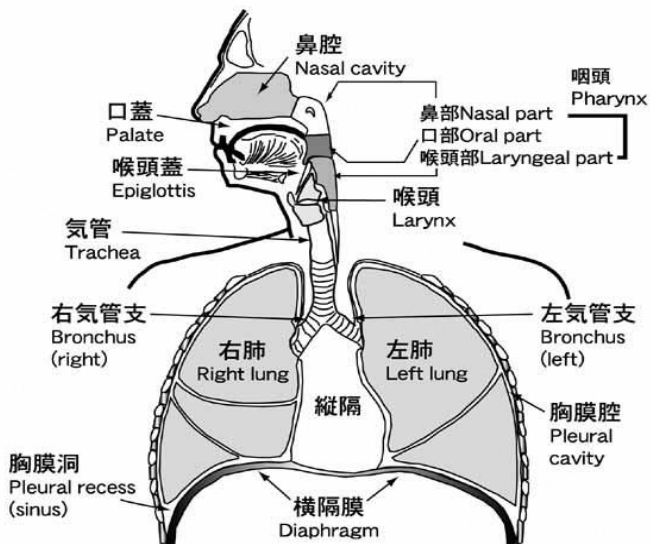
建設業、金属製品や機械器具などの製造業 **増加**
石炭鉱業、砂利・土石採取業 **減少**



じん肺の新規有所見者数の年次推移 (昭和55年～令和2年)



じん肺の進展



粉じんの吸入

肺組織への沈着

取り除こうという反応(炎症)

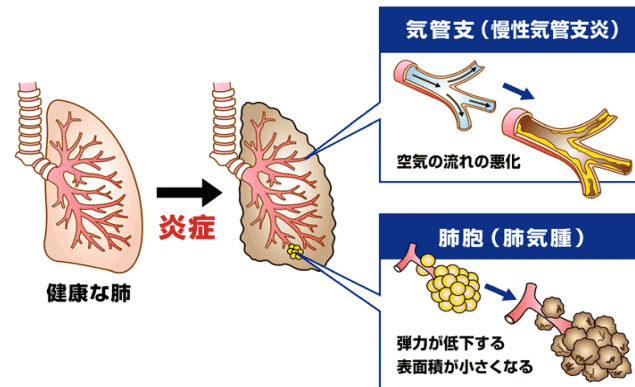
線維性組織の増殖

周囲組織の圧迫

肺の弾力性低下

肺胞壁破壊

呼吸困難



数年から十数年かけてゆっくりと進行

初期症状
息切れ・咳・痰が増える等



粉じん障害防止対策に関する法令

■ 労働基準法

労働基準法施行規則

■ 労働安全衛生法

労働安全衛生法施行令

労働安全衛生規則

鉛中毒予防規則

特定化学物質障害予防規則

電離放射線障害防止規則

粉じん障害防止規則

石綿障害予防規則 (平成17年7月1日施行)

有機溶剤中毒予防規則

四アルキル鉛中毒予防規則

高気圧作業安全衛生規則

酸素欠乏症等防止規則

事務所衛生基準規則

■ 作業環境測定法

作業環境測定法施行令

作業環境測定法施行規則

■ じん肺法

じん肺法施行規則

じん肺管理区分決定の流れ

事業者

労働者

じん肺法による健診実施
(じん肺法第7条～第9条)

いつでも【随時申請】
(自分で健診を受けた時など)

※所見を認めた場合
エックス線写真等の提出
(じん肺法第12条)

管理区分決定申請
(エックス線写真や健康
診断結果を提出。)
(じん肺法第15条)

じん肺管理区分の決定
都道府県労働局
地方じん肺診査医による審査・都道府県労働局長が決定

不服申立て
(じん肺法第18条)

厚生労働省
中央じん肺診査医による審査・厚生労働大臣が裁決
(じん肺法第19条)

第9次粉じん障害防止総合対策について（H30.4～R5.3）

1. 現状

○ じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが必要。

○ 業種や職種を問わず、粉じんばく露の防止に効果的な対策である呼吸用保護具の適正な使用を推進するとともに、粉じんの有害性と対策の必要性の認識を喚起することが必要。

※じん肺新規有所見者数(在職者のみ)(人)					
H25	H26	H27	H28	H29	H30
227	107	106	122	125	91

2. 重点事項（事業者が重点的に講ずべき措置）

新規

→ (1) 屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策

(2) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

新規
重点

→ (3) 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進

→ (4) じん肺健康診断の着実な実施

(5) 離職後の健康管理の推進

(6) その他地域の実情に即した事項

アーク溶接作業や岩石等の裁断等の作業、金属等の研磨作業 など



御清聴、
誠にありがとうございました。